

# 第4次四日市市障害者計画

2019年度～2023年度

互いに違いを認め合い、  
自分らしく暮らせる社会の実現

第4次四日市市障害者計画(2019年度～2023年度)



平成31年3月  
四日市市

平成31年3月  
**四日市市**

## 目 次

I 計画策定にあたって .....	1
1. はじめに .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	3
II 基本的な考え方（総論） .....	4
1. 基本理念 .....	4
2. 重点施策 .....	4
3. 施策体系 .....	6
III 基本的施策（各論） .....	8
1. 理解と交流の促進 .....	8
2. 保健・医療の充実 .....	17
3. 教育の充実 .....	25
4. 生活環境の整備 .....	33
5. 雇用・就労の促進 .....	41
6. 生活支援の充実 .....	46
IV 統計データでみる四日市市 .....	53
1. 人口の状況 .....	53
2. 障害のある人の現状と推移 .....	54
3. アンケート調査でみる四日市市 .....	61
V 計画の推進にあたって .....	84
○策定経過 .....	85
○四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例 .....	86
○障害者施策推進協議会要綱 .....	91
○障害者施策推進協議会委員名簿 .....	93
○障害者施策推進協議会幹事名簿 .....	94
○用語解説 .....	95



# I 計画策定にあたって

## 1. はじめに

---

平成 26(2014) 年 1 月の障害者権利条約批准とそれを契機とした国内法の整備・改正等により、我が国の障害のある人を取り巻く状況は、平成 26(2014) 年度には「難病の患者に対する医療等に関する法律」、平成 28(2016) 年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」、改正「発達障害者支援法」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成 28(2016) 年 4 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」の一部改正が施行されるなど、大きく変わろうとしています。

このような状況の中、国においては、条約の批准や法律の改正等を踏まえ、障害のある人にとっての社会的障壁（バリア）の除去に向けた取り組みを社会全体で推進していくことなどを目的として「第 4 次障害者基本計画」が策定されました。

三重県においても、国の動きや、県内の障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、平成 30(2018) 年 3 月に、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改定し、権利の擁護や特別支援教育の充実、就労の促進、スポーツ・文化活動の推進、保健・医療体制等の充実などの取り組みや基本的な方向性が示されました。

本市では、平成 26(2014) 年 3 月に「第 3 次四日市市障害者計画」を策定し、「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」の実現を基本理念に掲げ、障害福祉施策を推進してきました。また、平成 30(2018) 年 7 月に「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」を制定し、適切な合理的配慮の提供を推し進め、障害のある人が持っている力を発揮できる（エンパワメント）環境づくりの強化に努めてきました。

このような中、本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図り、今後も障害福祉に関する取り組みを着実に推進していくため、「第 4 次四日市市障害者計画」(2019 年度から 2023 年度) を策定しました。

## 2. 計画の位置付け

---

### 1) 計画の性格

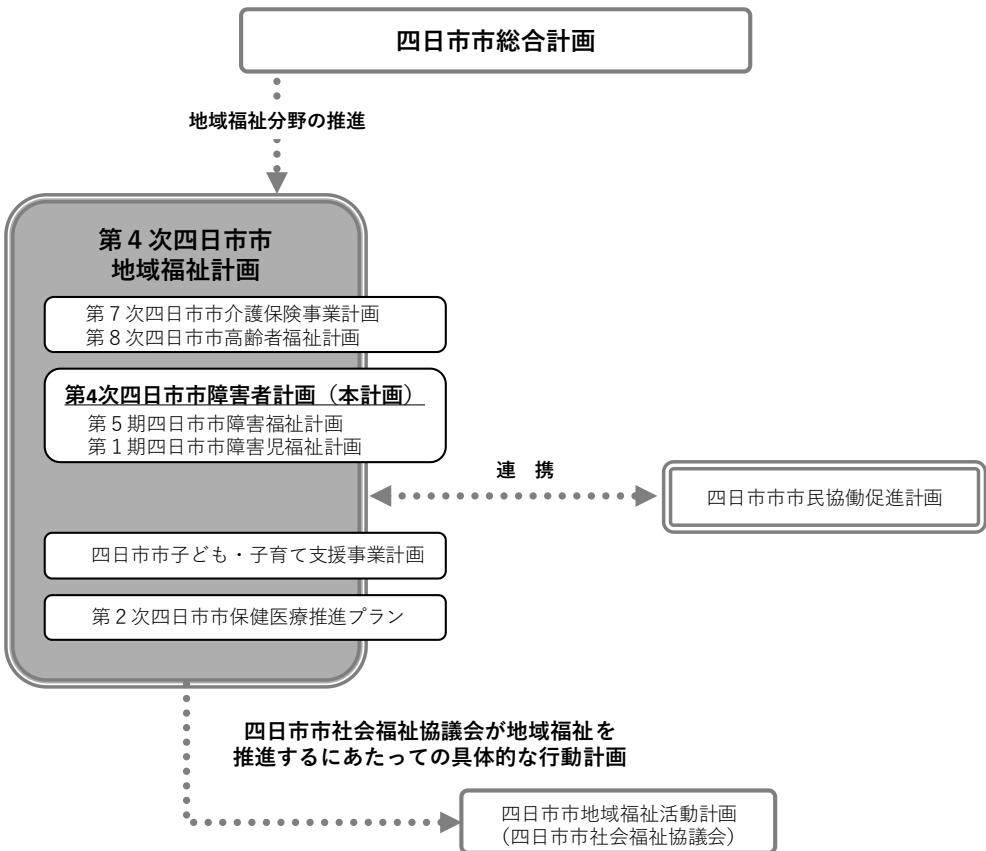
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として、本市における障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な計画となります。

障害者総合支援法に基づき実施される障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づき実施される障害児通所支援等のサービス提供量と提供体制を確保するための実施計画となる「第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画」については、本計画に包含される計画となります。

### 2) 他計画との関係

本計画については、国の「第4次障害者基本計画」及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本として、本市のあらゆる分野における施策展開を総括する「四日市市総合計画」のもと、目指すべき都市像である『みんなが誇りを持てるまち四日市』を実現させるため、その基本目標のひとつである「市民が支え合い健康で自分らしく暮らせるまち」を障害福祉施策の観点から具体化するための基本的方向を示すものとして策定しました。

また本計画は、社会福祉法に基づく「第4次四日市市地域福祉計画」に包括され、その実効性をより高めるために、健康増進法及び食育基本法に基づく「第2次保健医療推進プラン」、介護保険法に基づく「第7次四日市市介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づく「第8次四日市市高齢者福祉計画」、子ども・子育て支援法に基づく「四日市市子ども・子育て支援事業計画」等の計画の中で、障害のある人の福祉に関する事項と相互に整合、調和を図りながら策定しました。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、この間の法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

年度（平成）	26	27	28	29	30					
年度（新元号）						元	2	3	4	5
年度（西暦）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
計画	第3次四日市市障害者計画					第4次四日市市障害者計画 (本計画)				

## II 基本的な考え方（総論）

### 1. 基本理念

基本理念については、第3次四日市市障害者計画の理念を引き継ぎ「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」の実現を、行政を中心として、市民、関係団体や事業者など四日市市にかかわるすべての人が一体となって目指します。

互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現

### 2. 重点施策

基本理念を達成するため、第3次四日市市障害者計画で設定した「6つの視点」を再編し「重点施策」として位置付け、横断的な取り組みを推進していきます。

#### ●重点施策1 障害のある人をきめ細やかに支えることのできる取り組みの推進

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の理念を踏まえ、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、各種取り組みを推進します。

また、障害に加えて年齢や性別等により、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するよりきめ細やかな配慮が求められていることを踏まえ、各種取り組みを推進します。

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の啓発、条例に基づいた取り組みの推進

地域福祉計画との連携・多機関の協働による相談体制・情報提供体制の充実

相談支援事業者や障害福祉サービス提供事業者のネットワークの強化

障害のある人に寄り添った相談体制の確立（相談機関の連携の強化）

## ●重点施策2 それぞれの障害の特性を踏まえ、本人の意思を尊重した総合的な支援体制づくり

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、それぞれの障害に応じたニーズの的確な把握に努めます。また、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労、防災・防犯などの関係機関だけでなく、障害福祉サービス提供事業者や民間企業、NPO 法人、地域住民団体などと連携を図り、ライフステージに応じた総合的かつ効果的で細やかな支援施策が行えるよう体制の充実を図ります。

### 障害の特性に応じた多様な生活支援、就労支援の促進

→相談支援体制強化及び就労支援機関等の連携強化による生活支援、就労支援の促進

### 防災、防犯体制の強化

→初動体制の強化（避難行動要支援者名簿の整備・活用支援等）

→合理的配慮を踏まえた「防災マニュアル」の充実

→社会福祉施設の「地域交流促進」「防犯にかかる安全確保」の両立支援

### スポーツ活動の啓発（2020年東京パラリンピック、2021年三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）開催を好機とした障害者スポーツの啓発）

→周知・啓発活動の促進

→環境整備の推進



小山田小学校4年生 矢田 榎紀さん

### 3. 施策体系

---

基本的施策	中項目	小項目
1. 理解と交流の促進	1) 啓発・広報活動の充実	(1) 啓発・広報活動の推進
		(2) 障害についての正しい理解の促進
		(3) 交流機会の充実
		(4) 権利擁護・支え合いの推進
	2) 福祉教育の充実	(1) 学校、地域、職場における理解の促進
	3) 地域福祉活動の促進	(1) ボランティアの養成
		(2) ボランティア活動の促進
		(3) 福祉の風土づくりの推進
2. 保健・医療の充実	1) こころと体の健康づくりの推進	(1) 子どもの健やかな成長
		(2) 健康づくりの推進
		(3) こころの健康づくりの推進
	2) 早期から学齢期にかける発達支援の充実	(1) 障害のある子どもの保育体制の整備
		(2) あけぼの学園における発達支援の充実
		(3) 相談・支援体制の充実
	3) 医療・リハビリテーションの充実	(1) 医療の充実
		(2) リハビリテーションの充実
	4) 保健・医療・福祉の連携強化	(1) 保健・医療・福祉の連携強化
3. 教育の充実	1) 就学前教育の充実	(1) 相談・支援体制の整備
		(2) 就学支援の充実
		(3) 4歳児から8歳児までの発達支援
	2) 学校教育の充実	(1) 教育相談機能の充実
		(2) 特別支援教育体制の確立
		(3) 福祉教育の推進
		(4) 教育施設の整備(バリアフリー化)
	3) 社会教育の充実	(1) 学習機会の充実
		(2) 学習環境の整備
		(3) スポーツ活動の啓発
		(4) 放課後児童の活動の場の充実

基本的施策	中項目	小項目
4. 生活環境の整備	1) 福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉環境の整備・充実 (2) 情報提供とコミュニケーション手段の確保
		(1) 市営住宅のバリアフリー化 (2) 住宅改修の促進・支援
	3) 移動・交通対策の推進	(1) 歩行空間の整備・充実 (2) 交通施設バリアフリー化設備整備の充実 (3) 外出のための支援
		(1) 防災・防犯体制の充実 (2) 障害特性に応じた災害時支援の推進 (3) 地域ぐるみの要支援者支援対策の強化 (4) 地域防災訓練への参画
		(1) 就労支援体制の充実 (2) 雇用機会の拡大と啓発活動の推進
	2) 福祉的就労の促進	(1) 就労支援事業所等の充実 (2) 一般就労への移行支援 (3) 就労支援事業所等の連携
		(1) 連携強化による相談・支援体制の充実 (2) 各種制度・施策活用の促進
		(1) 居宅生活支援サービスの充実 (2) 福祉用具の給付
6. 生活支援の充実	1) 生活安定施策の充実 2) 居宅生活支援サービス等の充実	(1) 障害者施設等の整備・充実 (2) 共同生活援助（グループホーム）等の整備 (3) 地域福祉の拠点としての機能の充実
		(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興 (2) 障害者団体活動の支援

### III 基本的施策（各論）

#### 1. 理解と交流の促進

##### 【基本的な考え方】

様々な方法でより多くの人に障害や障害のある人に対する理解を促進します。また、ボランティア活動に対する理解を深めます。

本市では、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、広報よっかいちや市ホームページ、CTY-FM、CTYなどのメディアを活用して啓発及び広報活動に努めています。また、「障害者週間」に開催する「四日市市障害者大会」を「人権週間」に関連する啓発事業である「じんけんフェスタ」と同時開催し、より幅広い層への啓発に努めています。さらに、障害のある人の体験談を主体とした出前講座等を開催し、理解の促進と交流の機会を提供しています。

平成28(2016)年4月に、障害の有無にかかわらず、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくる事を目的として「障害者差別解消法」が施行されました。しかし、アンケート結果をみると、その理念が十分に理解されているとはいえない状況です。すべての人の人権が尊重される「共に生きる」地域社会づくりを推進するため、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」や「成年後見制度」等の周知・啓発を積極的にしていく必要があります。

福祉教育については、市社会福祉協議会において、福祉教育推進事業として、市内の小中学校へ、障害のある人を講師として派遣し、障害や障害のある人に対する理解を進めています。また、教員に対しても福祉教育のあるべき形を研究、議論する場として講座を開催しています。地域住民に対しては、広報活動、相談活動を通じて福祉に関する情報提供や、四日市市福祉教育大学「四社協福祉ゼミナール」「専門ゼミナール」など各種講座を提供して、地域福祉を推進するための活動の促進に努めています。

障害のある人にかかわるボランティア活動については、2020年東京パラリンピック、2021年三重どこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）開催に向け、様々なボランティア活動が活発化するよう、環境づくりを進めることが重要です。また、アンケートの結果から、活動に関心を持っている人が多いことから、ボランティアにかかわる人材の育成に努めていきます。

## 1) 啓発・広報活動の充実

### 【施策体系】

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 障害についての正しい理解の促進
- (3) 交流機会の充実
- (4) 権利擁護・支え合いの推進

### 【施策の方向】

#### (1) 啓発・広報活動の推進

- ① 関係各課と連携しながら、各種メディアを活用して、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発や広報活動に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課	・広報よっかいち「人権・同和教育シリーズ」 ・CTY-FM、CTY

- ② 市社会福祉協議会機関紙「かけはし」の「ウィズコーナー」を活用して、障害理解や障害福祉に関する情報提供を行います。また、ホームページへの掲載や、必要に応じて点訳版や録音版の配布を行うなど幅広く情報提供できるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・社協広報紙『かけはし』の発行

- ③ 関係諸団体との連携、様々な啓発手法の活用により、障害を理由とする差別の解消に向けて、理解と共感を生み出す啓発を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人権・同和政策課	・広報よっかいち「人権・同和教育シリーズ」 ・CTY-FM、CTY ・人権のひろば展
	人権センター	・啓発用リーフレット作成 ・じんけんフェスタ
	人権・同和教育課	・地域における人権・同和教育の推進 ・生涯学習いきいき出前講座

- ④ こころの病や精神に障害のある人が地域で安心して生活するためには、周囲の理解と協力が不可欠であることから、こころの健康講座や生涯学習いきいき出前講座等を通して、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（こころのバリアフリー推進部会）等の関係機関と連携し、普及・啓発活動に取り組んでいきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課 障害福祉課	・こころの健康講座 ・生涯学習いきいき出前講座 ・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（こころのバリアフリー推進部会）

- ⑤ 2020年東京パラリンピック、2021年三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）開催に向け、より多くの人が障害者スポーツに触ることができ、かかわることができる機会を様々な取り組みを通じて提供し、障害者スポーツへの関心向上と理解促進を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
	広報マーケティング課	
新規	障害福祉課 市社会福祉協議会	・障害者スポーツに関する情報提供 ・障害者スポーツに関する講演会
	スポーツ課	

## （2）障害についての正しい理解の促進

- ① 「人権週間」（12月4日～12月10日）の関連事業として実施する「じんけんフェスタ」において、障害者団体等と連携し、障害のある人の人権についての正しい理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・じんけんフェスタ

- ② 「障害者週間」（12月3日～12月9日）に関連する事業として、身体・知的・精神など様々な障害のある人自らが企画・運営を行う「四日市市障害者大会」を実施し、障害や障害のある人に対する理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・四日市市障害者大会

- ③ 障害者団体等が主催する各種催しとの連携や支援に努め、より多くの人に障害や障害のある人の生活に関する理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター	・四日市市障害者大会等の開催支援

### (3) 交流機会の充実

- ① 市民の交流の場として、県地区にある「ふれあい農園」の管理運営を行い、地域住民や障害者団体が主体となって「ふれあい農園収穫祭」を実施しています。今後も収穫祭を通じて、地域住民等との幅広い交流の促進を図ります。併せて、障害のある人の社会参加と障害福祉に対する啓発の場となるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・四日市市ふれあい農園

- ② 「福祉の店」は、社会福祉施設利用者が製作した製品を販売することにより、社会参加の意欲を高め、福祉に関する啓発活動を展開するとともに、障害のある人やボランティア等市民の相互理解と交流を促進することを目的に運営します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・福祉の店の運営

### (4) 権利擁護・支え合いの推進

- ① 「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	全庁	・「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の周知・啓発

- ② 障害のある人の差別に関する相談について、相談窓口に寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、四日市市障害者差別解消支援地域協議会等を通じて情報共有を図り、障害のある人に対する差別の未然防止に役立てます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課	・障害者相談支援事業 ・四日市市障害者差別解消支援地域協議会

- ③ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供に関し本市職員が適切に対応できるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（以下、「四日市市職員対応要領」という。）」の周知徹底を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人事課 職員研修所 障害福祉課	・四日市市職員対応要領

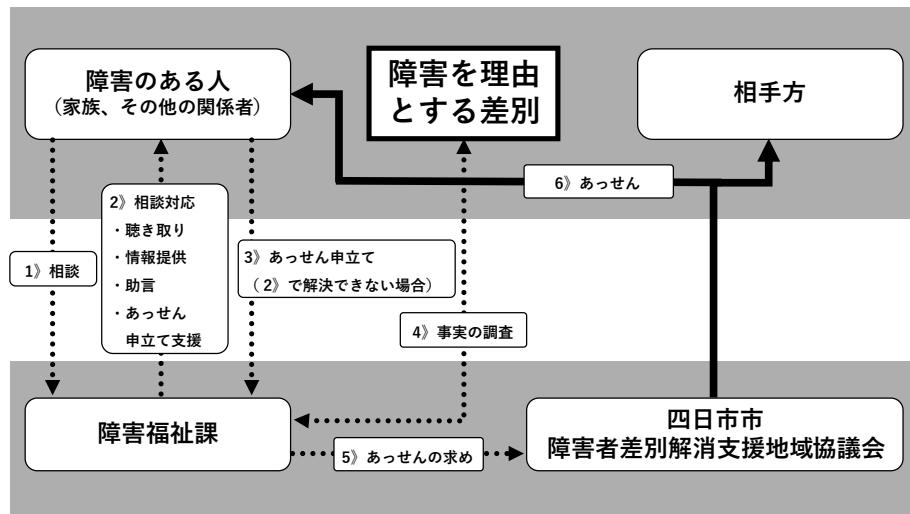
- ④ 学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう取り組んでいきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課 指導課 学校教育課	・四日市市特別支援教育推進協議会 ・相談支援ファイル

- ⑤ 障害を理由とする差別に該当すると思われる事案があった場合、相談事案の解決に向けて利用できる制度や支援方法について情報提供や助言、関係機関の紹介を行うなど、連携して地域全体での相談・紛争解決機能の向上に取り組みます。なお、解決のめどが立たない場合には、あっせんの申立てについて支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	障害福祉課	・あっせん手続き

#### ■あっせん手続きの流れ



- ⑥ 成年後見制度の利用の一層の促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心に各関係機関と連携を図りながら、より一層の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度の担い手の拡大に努めるなど事業の充実に努めることで、制度の利用を必要とする人を支えるネットワークの構築に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	健康福祉課	
	障害福祉課	・成年後見サポートセンター
	介護・高齢福祉課	・成年後見制度利用支援事業
	市社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業

- ⑦ 障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待の早期発見、早期対応、再発の防止についての啓発に努めます。また、具体的な支援策を実施するために必要となる社会資源の確保と活用を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・障害者相談支援事業

- ⑧ 障害の正しい知識の普及や無理解、偏見、差別の解消のため、市民や介護サービス事業所及び企業の職員等を対象とした出前講座等を開催し、障害についての理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	
	保健予防課	・生涯学習いきいき出前講座 ・四日市市障害者福祉センターの出前講座
四日市市障害者福祉センター		

- ⑨ 障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様化する福祉課題に対し、生活基盤を支える保健・医療・福祉関係者、自治会等の地域団体、市民活動団体及びボランティア団体などの組織それが連携し、地域を支える仕組みの構築を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（こころのバリアフリー推進部会）
	保健予防課	・市民協働促進条例 ・市民協働促進計画
	介護・高齢福祉課	・地区社会福祉協議会による福祉講演会の開催
	市社会福祉協議会	・地区社協ブロック会議 ・地域ケア会議 ・住民主体サービス団体連絡会議
市民協働安全課		

## 2) 福祉教育の充実

### 【施策体系】

#### — (1) 学校、地域、職場における理解の促進

##### 【施策の方向】

###### (1) 学校、地域、職場における理解の促進

- ① 市社会福祉協議会では、四日市市福祉教育大学を開催し、福祉の考え方の基本的な視点を見つめ直す機会や福祉の最新情報、専門知識を学ぶ場を提供し、地域福祉の担い手の養成に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・四日市市福祉教育大学（四社協福祉ゼミナー、地域福祉ゼミナー、専門ゼミナー等の開催）

- ② 市社会福祉協議会では、児童・生徒を対象とする福祉教育に必要な講師派遣や福祉教育プログラムの構築に努めます。また、小中学校の教員を対象に福祉教育推進に必要な情報や技術を提供する講座を教育委員会と協働して開催します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・福祉教育推進事業として学校現場等へ講師の派遣 ・学校の教員向けの福祉教育講座の開催 ・福祉学習プログラム等の研究及び開発

- ③ 新規採用職員を対象に福祉施設体験や聴覚障害など、障害や障害のある人への職員の理解を促進する研修を継続して実施します。また、障害者差別解消法の趣旨及び障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員の階層に応じた研修を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	職員研修所 障害福祉課	・新規採用職員研修の開催 ・手話研修の開催 ・四日市市職員対応要領

### 3) 地域福祉活動の促進

#### 【施策体系】

- (1) ボランティアの養成
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 福祉の風土づくりの推進

#### 【施策の方向】

##### (1) ボランティアの養成

- ① 市社会福祉協議会のボランティアセンター事業である、「はじめてのボランティア説明会」、「サマーチャレンジ」や「ボランティアキャンペーン」などを通して、ボランティア活動者の増加に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・はじめてのボランティア説明会の開催</li><li>・サマーチャレンジ</li><li>・ボランティアキャンペーン</li><li>・障害者スポーツボランティア講座</li></ul>

- ② 点訳、音訳基礎講座や障害のある人のニーズに即したボランティアの養成と支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	図書館 四日市市障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・点訳、音訳基礎講座の開催</li><li>・デイサービス事業を通したボランティア養成</li></ul>

- ③ 市民が自発的に行うボランティア活動と協働し、福祉のまちづくりを推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会づくり総合事業費補助金</li></ul>

##### (2) ボランティア活動の促進

- ① ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を希望する人や活動中の人を結びつけるためにコーディネートします。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアに関する相談</li></ul>

- ② 熟年大学におけるボランティア活動をテーマとした講座や実習などについて、内容の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	文化振興課	・熟年大学

### (3) 福祉の風土づくりの推進

- ① 市社会福祉協議会では、地域福祉活動メニュー事業や活動費補助事業等により地域における福祉事業への支援を行っていきます。今後は、高齢者中心の活動だけでなく、障害のある人を含めた活動の拡大に向けての支援強化に努めていきます。また、地域福祉の推進力となる福祉協力員活動への支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・地域福祉活動メニュー事業の拡充



内部中学校2年生 大橋 茉那さん

## 2. 保健・医療の充実

---

### 【基本的な考え方】

疾病・障害に関する知識の普及・啓発を図り、障害の早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実に努め、障害の発生予防や重度化の防止、また、生きがいや日々の活力づくりの促進、障害のある人の健康の保持・増進を図ります。

健康は誰にとってもかけがえのないものであり、障害の発生予防や重度化の防止、また、生きがいや日々の活力づくりのため、障害のある人の健康の保持・増進を図ることが重要です。

本市では、障害の原因となる疾病を早期に発見し、適切な治療を行い、障害の予防や軽減につなげるため、母子保健対策や成人保健対策を推進しています。近年、社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、うつ病等の過剰なストレスに起因する疾患が年々増加しており、これらに対応するため、こころの健康の推進が重要となってきています。

障害のある子どもの発達支援については、乳幼児期から成長段階に合わせて、一人ひとりの成長、発達の相談に応じられるよう相談窓口を一元化するとともに、保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携強化に努めています。また、児童発達支援センター「あけぼの学園」を地域における障害児通所支援等に関して中核的な役割を果たす支援施設として位置付け、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス並びに障害児相談支援を実施する事業所との連携を図りながら、支援体制の確保に努めています。

在宅で生活する障害のある人の中でも、訪問看護など医療的ケアを必要とする人は増加し、保健・医療・福祉のより一層の連携が求められています。今後も、障害のある人が身近な地域において、保健、医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。また、入院中の精神に障害のある人の退院、地域移行を推進するため、精神に障害のある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

## 1) こころと体の健康づくりの推進

### 【施策体系】

- └ (1) 子どもの健やかな成長
- └ (2) 健康づくりの推進
- └ (3) こころの健康づくりの推進

### 【施策の方向】

#### (1) 子どもの健やかな成長

① 妊娠期から、産後の育児環境に課題があると思われる家庭を早期に把握し、早期に適切な支援につなぐため、妊娠届出に基づく「産前・産後サポート事業」を推進しています。また、産後うつの早期発見を目的とした「産婦健康診査事業」の実施により、地域の産科医療機関との連携強化を図るとともに、「産後ケア訪問事業」により、要支援妊産婦の支援体制を構築します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・母子健康手帳交付事業</li><li>・産前・産後サポート事業</li><li>・パパママ教室</li><li>・妊産婦訪問指導</li><li>・妊婦一般健康診査</li><li>・産婦健康診査</li><li>・産後ケア訪問事業</li><li>・新生児訪問指導</li></ul>

② 乳幼児健康診査の結果、発育・発達に支援が必要な乳幼児に対して、保護者の不安軽減に努めるとともに、早期からの相談、支援につなげます。また、こども発達支援課や保育園、発達支援機関と連携を図り支援体制の充実を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊産婦訪問指導</li><li>・育児指導</li><li>・乳幼児健康診査</li><li>・心理発達相談</li><li>・親子教室</li></ul>

## (2) 健康づくりの推進

- ① 各種検(健)診や健康づくりの啓発強化を行うとともに、障害のある人が健康づくりに取り組むきっかけとなる健康づくり教室を行うなど、疾病等の予防と早期発見に向けた取り組みの充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康づくり教室</li><li>・各種検(健)診の実施</li><li>・健康ボランティア養成事業</li><li>・地域・職場での健康づくり支援</li></ul>

## (3) こころの健康づくりの推進

- ① こころの健康づくり講演会やこころの健康講座、生涯学習いきいき出前講座の実施、市ホームページや広報よっかいちへの掲載等により、こころの病や精神障害の正しい理解を深め、市民一人ひとりがこころの健康づくりに取り組めるよう、普及・啓発に取り組みます。また、精神科医師や保健師、精神保健福祉士によるこころの相談を実施し、必要に応じて適切に医療につながるよう支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"><li>・こころの健康づくり講演会</li><li>・こころの健康講座</li><li>・生涯学習いきいき出前講座</li><li>・こころの相談事業</li></ul>

- ② 四日市早期支援ネットワーク（YES net）において、保健・医療・福祉・教育が連携し、児童、生徒やその保護者、また教員に対して思春期のこころの病や対応方法について研修会や事例検討会を実施することにより、思春期におけるこころの不調や早期発見・早期支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課 指導課 教育支援課 学校教育課 こども発達支援課	・四日市早期支援ネットワーク（YES net）

## 2) 早期から学齢期にかける発達支援の充実

### 【施策体系】

- (1) 障害のある子どもの保育体制の整備
- (2) あけぼの学園における発達支援の充実
- (3) 相談・支援体制の充実

### 【施策の方向】

#### (1) 障害のある子どもの保育体制の整備

- ① 「四日市市特別支援保育に関する要綱」に基づき、発達障害を含む障害のある子どもに対し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課 こども発達支援課 児童発達支援センターあけぼの学園	・四日市市特別支援保育指導委員会の活動 (指導委員会、専門委員会、専門部会、研修委員会及び研修会)

- ② すべての保育園、幼稚園、こども園で、発達障害を含む障害のある子どもについて「個別の指導計画」の充実に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課	・指導計画の作成

- ③ 特別支援保育の研修を行い、「四日市市特別支援保育サポートブック」を活用し、職員のスキルアップを図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課	・四日市市特別支援保育サポートブック ・職員研修会



内部中学校2年生 川本野々花さん

## (2) あけぼの学園における発達支援の充実

① あけぼの学園は、旧施設の老朽化、発達支援における活動スペースの不足、利用者の増加への対応、保護者どうしの交流スペースの不足などから、2019年4月に移転して施設環境を整備します。

この施設環境の整備に伴い、発達支援においては、保育園、幼稚園、こども園の入園前の乳幼児に対し、親子通園を基本とした早期からの発達支援として、利用定員を拡大して実施していきます。併せて、個別訓練の実施回数の拡大等、発達支援の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	児童発達支援センターあけぼの学園	・児童発達支援事業

② 2019年4月の移転整備に伴い、新たな機能の追加も含めて福祉型児童発達支援センターの機能充実を図ります。

ア：放課後等の居場所づくり、障害のある子どもの自立を促進するため、放課後等デイサービス事業のより充実した支援に努めます。

イ：重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、自宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施していきます。

ウ：集団生活に課題のある、保育園、幼稚園、こども園に在籍する子どもの円滑な集団生活を支援するため、保育所等訪問支援の実施回数の拡大を図るとともに、保育幼稚園課と連携し、保育園等職員のスキルの向上のため巡回相談の充実に努めます。

エ：障害のある子どもが通所支援等のサービスを適切に利用できるように支援するため、相談事業（障害児相談支援）の強化に努めます。

オ：同じ悩みを持った保護者の交流は、子育てをする上で大きな力となるため、在園児などの保護者どうしの交流の場の確保に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	児童発達支援センターあけぼの学園	<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後等デイサービス事業</li><li>・居宅訪問型児童発達支援事業</li><li>・保育所等訪問支援事業</li><li>・障害児相談支援事業</li><li>・巡回相談支援事業</li><li>・一般相談支援事業</li></ul>

- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の専門職が、発達に課題のある子どもの日常生活に必要な訓練援助を行うことにより、運動、言語機能などの発達を促すとともに、その保護者に家庭における訓練の技術習得に向けた支援を行う訓練援助の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	児童発達支援センターあけぼの学園	・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業

### (3) 相談・支援体制の充実

- ① 関係機関とのネットワークの構築と支援機能の向上に取り組むため、保健・医療・福祉・教育が連携を密にとり、子どもたちの充実した生活と健やかな成長の実現を目指します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	・児童発達相談（医師相談・心理相談・言語相談等）

- ② 障害のある子どもが必要な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画に基づく障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）の給付を行うとともに、適正な制度の運用に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・居宅訪問型児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援事業

- ③ 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の普及に伴い、利用者の増加が予測されるため、障害児通所支援の利用にかかる計画相談に対応できるよう、障害児相談支援事業所の資源確保に努めます。また、障害児通所支援を必要とする子どもや保護者に対して情報提供に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	・障害児相談支援事業

### 3) 医療・リハビリテーションの充実

#### 【施策体系】

- └ (1) 医療の充実
- └ (2) リハビリテーションの充実

#### 【施策の方向】

##### (1) 医療の充実

- ① 障害のある人が安心して生活を続けられるよう必要な治療を受ける機会を確保することで重症化を防ぎ、その負担を軽減するため、障害者医療費助成を行います。  
身体障害者手帳4級所持者の医療費助成については、持続可能な制度の構築に向けて取り組みを行います。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課	・障害者医療費の助成

- ② 一般の歯科診療所での診療を受けることが困難な障害のある人について、四日市市歯科医療センターにて、歯科診療を実施しています。  
今後も、障害者歯科診療のさらなる充実に向けて、診療日数の増加等に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	健康福祉課	・障害者歯科診療の実施

- ③ 障害を軽減するために、引き続き、自立支援医療（更生医療、育成医療）等の給付事業を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども保健福祉課	・自立支援医療（更生医療、育成医療）の給付

- ④ 障害や疾患にかかる医療を受けやすくするため、自立支援医療（精神通院医療）受給者証や特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付等を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課	・自立支援医療（精神通院医療）の受付 ・特定医療費（指定難病）の受付

## (2) リハビリテーションの充実

- ① 障害のある人の身体機能の保持、日常生活動作や生活の質の向上を目的とした言語訓練や理学療法等の機能訓練事業を四日市市障害者福祉センターで実施しています。今後も、事業を継続するとともに、サービスを必要としている人の適切な利用につながるよう、相談支援機関等に対し事業の周知を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター	・機能訓練事業

## 4) 保健・医療・福祉の連携強化

### 【施策体系】

#### — (1) 保健・医療・福祉の連携強化

### 【施策の方向】

#### (1) 保健・医療・福祉の連携強化

施設や病院に入所、入院している障害のある子どもや、障害のある人が、地域で安心して生活を送るために、医療や保健福祉サービスによる支援が重要となります。四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会をはじめ保健・医療・福祉の各分野が相互に連携協力する場を活用し、それぞれの障害特性に即した支援のあり方やサービス提供体制の充実に向けて検討を進めています。今後は、国の目指す精神に障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、医療的ケアを必要とする人が適切な支援を受けられるよう、三重県と連携しながら、四日市障害保健福祉圏域において協議の場を設けて検討を進めています。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども発達支援課 こども保健福祉課 児童発達支援センターあけぼの学園 保育幼稚園課 保健予防課 介護・高齢福祉課	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター

### 3. 教育の充実

---

#### 【基本的な考え方】

障害のある子どもが夢や希望を持って暮らせるよう、家族を含めた支援を充実します。関係機関と連携してライフステージに応じた、一貫したきめ細やかな支援を実施します。

アンケート結果をみると、障害のある子どもについて、一人ひとりにきめ細やかな支援を行うことは、最も関心の高い項目となっています。本市では、四日市市教育支援委員会を開催し、望ましい就学先の判断及び個々に応じた教育的支援について審議を行っています。また、「四日市市発達障害等早期支援事業（以下、「プロジェクトU-8事業」という。）」において、4歳～8歳の発達等に課題のある幼児・児童及びその保護者を対象に、早期からの支援を行うとともに、一人ひとりに合った一貫した教育支援を継続的に行うため、「相談支援ファイル」を作成しています。

就学前では、保育園、幼稚園、こども園において、関係課が連携し、巡回相談を実施するとともに、就学に向けて、子ども一人ひとりの障害に応じた適切な就学相談を実施しています。

小中学校では、「総合的な学習の時間」の年間計画に「福祉分野」の学習を盛り込み、体験的な福祉学習を行うことや、特別支援学校と連携し、特別支援学校に在籍する児童・生徒の居住地校交流を進めています。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、どの学級においても一定の割合で在籍することから、すべての教員の特別支援教育に関する専門性を高め、教育環境及び指導のユニバーサルデザイン化を図る必要があります。また、支援の必要な児童・生徒の教育的ニーズは年々高まっており、人的配置の一層の充実が求められています。

社会教育においては、市民大学や講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の配置及び点字資料の提供等を行い、障害のある人の生涯学習への参加機会の拡大に努めていますが、今後も学習環境の整備等を推進する必要があります。

## 1) 就学前教育の充実

### 【施策体系】

- └ (1) 相談・支援体制の整備
- └ (2) 就学支援の充実
- └ (3) 4歳児から8歳児までの発達支援

### 【施策の方向】

#### (1) 相談・支援体制の整備

- ① 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行う子ども保健福祉課と子ども発達支援課の連携を密にし、障害の早期発見、早期支援につなげます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・1歳6か月児健康診査</li><li>・3歳児健康診査</li><li>・親子教室</li><li>・心理発達相談</li><li>・あひる教室</li></ul>
	こども発達支援課	

- ② 障害のある子どもやその保護者が抱える様々なニーズや困りごとに対して適切な相談、支援を行っていくため、多職種による支援ネットワークの構築により、障害のある子どもや保護者への効果的な支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達相談（医師相談・心理相談・言語相談等）</li><li>・すくすくアンケート（5歳児保護者アンケート）</li></ul>

#### (2) 就学支援の充実

- ① インクルーシブ教育システムの構築に向け、「四日市市教育支援委員会」にて、就学に関する相談を実施し、就学及びその後の一貫した教育的支援について審議を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課 こども発達支援課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"><li>・四日市市教育支援委員会</li><li>・プロジェクトU-8事業</li></ul> <p>児童発達支援センターあけぼの学園</p>

- ② 保育園、幼稚園、こども園における子どもの発達や育ちの状況、適切な支援を行うためのツールとなる CLM（チェック・リスト・in 三重）研修の取り組みを促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	・プロジェクト U-8 事業 ・園巡回発達相談事業 ・CLM と個別の支援計画
	保育幼稚園課	

### (3) 4歳児から8歳児までの発達支援

- ① 発達等に課題のある幼児・児童への早期からの支援に継続的に取り組み、「相談支援ファイル」の効果的な活用を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・四日市市教育支援委員会 ・四日市市特別支援教育推進協議会 ・相談支援ファイル ・プロジェクト U-8 事業 ・園巡回発達相談事業
	こども発達支援課 保育幼稚園課	

- ② 「プロジェクト U-8 事業」の4つの教室における指導及び支援が、小学校や保育園、幼稚園、こども園での生活にも活用されるよう連携を深めます。また、現状のプログラムを検証しながら、さらに変更、開発を進めるとともに、小学校や保育園、幼稚園、こども園の支援力向上のための環境の整備を図りつつ、職員研修の機会を設けます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	
	教育支援課 保育幼稚園課	・プロジェクト U-8 事業 ・園巡回発達相談事業



【相談支援ファイル】

## 2) 学校教育の充実

### 【施策体系】

- (1) 教育相談機能の充実
- (2) 特別支援教育体制の確立
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 教育施設の整備(バリアフリー化)

### 【施策の方向】

#### (1) 教育相談機能の充実

- ① 特別支援学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター担当者研修会等で「相談支援ファイル」の活用事例を紹介するなど、「相談支援ファイル」の活用を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・相談支援ファイル ・教職員研修会

- ② 「早期からの途切れのない支援」の充実に向けて、「相談支援ファイル」の活用を促進するため、四日市市特別支援教育推進協議会等を通じて書式の見直しや記入例、具体的な活用方法等について検討を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・四日市市特別支援教育推進協議会 ・教職員研修会

- ③ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要とする支援内容と方法を明らかにするため、特別支援教育や発達障害等に関する知識や資質を有する専門家や指導主事等による、小中学校への巡回教育相談等を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・障害のある子どもの教育相談事業

- ④ 「相談支援ファイル」の作成状況及び活用状況について、小中学校や保育園、幼稚園、こども園との連携のもと、確実に状況を把握し、適正な管理を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・相談支援ファイル ・教職員研修会

- ⑤ 就学相談や教育相談実施時のリーフレット等の配付や、市ホームページからの情報発信など、様々な機会をとらえて、保護者をはじめ多くの人に特別支援教育についての啓発に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・特別支援教育の周知（リーフレット作成、市ホームページからの情報発信等）

## (2) 特別支援教育体制の確立

- ① 特別支援教育コーディネーター担当者研修会をはじめとする様々な教職員研修会において、平成29（2017）年3月に改訂された新学習指導要領の趣旨について周知を促すとともに、完全実施に向けて国・三重県の動向について情報提供を行います。また、小中学校における合理的配慮の事例を四日市版インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）に蓄積・共有することで、教職員の合理的配慮にかかる理解を進め、特別支援教育の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・教職員研修会 ・四日市版インクルDB

- ② 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への「相談支援ファイル」作成を促進し、教職員研修会において、相談支援ファイルの記入方法について研修を行うとともに、指導主事が学校訪問をする際に、指導・助言を行います。さらに、各小中学校において、相談支援ファイルの作成と活用にかかる研修会を毎年行い、その記入内容の質を高めていくよう、特別支援教育コーディネーターの研修を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・相談支援ファイル ・教職員研修会

- ③ 教職員研修会等様々な機会を通じて、特別支援教育の専門性を有する人材育成に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	・教職員研修会

- ④ 今後増加や重度化が想定される特別支援学級在籍児童・生徒の身辺自立や情緒の安定を図るため、実態を十分に把握し、関係機関とも連携して適正な就学相談を行い、適正数の介助員が配置できるよう計画します。また、すべての学校において、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援ができるよう、特別支援教育支援員等を含めた人的配置の一層の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級介助員</li> <li>・特別支援教育支援員</li> <li>・医療的ケアサポーター</li> </ul>

### (3) 福祉教育の推進

- ① 小中学校において、年度当初のカリキュラムを計画する段階から、総合的な学習の時間等の活用による体験を重視した福祉学習が活発に行われるよう積極的に進めています。また、障害の理解を深めるため、小中学校の具体的な取り組みの例を、計画する際の参考資料などで随時紹介します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における福祉体験の実施</li> </ul>

- ② 特別支援学校や障害者施設等との交流及び共同学習を推進し、共に学ぶことにより、生命尊重、思いやりや協力の態度など、児童・生徒の豊かな人間性を育むとともに合理的配慮に対する理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校や障害者施設等との交流及び共同学習の実施</li> <li>・小中学校における福祉体験の実施</li> </ul>

### (4) 教育施設の整備(バリアフリー化)

- ① 小中学校の施設設備のバリアフリー化については、整備を行った施設の状況を把握し、維持管理を行っていくとともに、今後実施する工事において対策の徹底を図ります。また、エレベーターについては改築時に順次計画、設置していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター設置</li> </ul>

### 3) 社会教育の充実

#### 【施策体系】

- (1) 学習機会の充実
- (2) 学習環境の整備
- (3) スポーツ活動の啓発
- (4) 放課後児童の活動の場の充実

#### 【施策の方向】

##### (1) 学習機会の充実

- ① 生涯学習いきいき出前講座は、市民のニーズに沿った講座メニューなど、関係部局との連携を行い、障害のある人を含め、多くの人が利用しやすい出前講座等を提供していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	文化振興課	・生涯学習いきいき出前講座

- ② 図書館では、点字図書及び録音図書の貸し出しや、視覚に障害のある人への情報提供を行っています。また、館内では拡大読書器の設置や、対面読書サービスを提供しています。

全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネットによる視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に加入し、利用登録を行えば全国の加盟施設・団体が所蔵する点字・録音図書目録の検索をはじめ、点字データ、デイジーデータなどのダウンロードもできるほか、様々な情報を得ることができます。今後も、図書館利用において障害のある人に対するサービスについて、情報提供に努め周知を図り、情報支援や学習の機会の充実に努めます。

また、子ども点字教室を開催することで、視覚に障害のある人への理解を深めてもらう機会の提供をしていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	図書館	・点字図書、録音図書の貸出 ・拡大読書器の設置 ・対面読書サービスの提供 ・子ども点字教室

## (2) 学習環境の整備

- ① 市民大学や講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、それぞれの障害特性に応じた学習環境の整備に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	文化振興課	・市民大学

## (3) スポーツ活動の啓発

- ① 2020年東京パラリンピック、2021年三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）開催に向けて、障害福祉講座等で障害者スポーツを取り上げ、スポーツという視点から障害理解を進めます。障害の有無にかかわらず、競技・観戦と一緒に楽しむことで接点をつくり、障害者スポーツを盛り上げていけるよう取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター スポーツ課	・四日市市障害者福祉センターの福祉講座 ・スポーツ指導者資格取得助成金 ・ボッチャの普及、啓発

## (4) 放課後児童の活動の場の充実

- ① 障害のある子どもを受け入れている学童保育所（民設民営）に対して、障害児受入推進費を加算して補助を行い、引き続き障害のある子どもの受け入れを支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども未来課	・放課後児童健全育成事業



富田小学校3年生 川橋 淩貴さん

## 4. 生活環境の整備

### 【基本的な考え方】

障害のある人が、地域の中で安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、バリアフリー化を通じてアクセシビリティの向上に努めるとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、鉄道駅の駅舎設備等のバリアフリー化を進めています。また、地域住民による「地区まちづくり構想」の策定を通じて、地区内の道路や駅などのバリアフリー化への働きかけ、障害のある人や高齢者への手助けなどの取り組みが構想の中で定められています。

また、情報提供とコミュニケーション手段の確保として、聴覚に障害のある人が医療機関を受診するときや障害者団体活動へ参加する際に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

アンケート調査結果をみると、障害のある人が外出する際に困っていることとして、道路や公共施設等の階段や段差等の物理的な障壁（バリア）はもちろんのこと、「困った時にどうすればいいのか心配」といった精神的な障壁（バリア）があるという意見があります。障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、道路や公共施設等の建物における物理的な障壁（バリア）を除去するとともに、情報化の進展による情報の障壁（バリア）の除去への対応を進めていくことが重要です。

本市の防災対策の取り組みとして、災害時に避難勧告等の緊急情報を、マスメディア、「安心安全防災メール配信サービス」を通じて提供しています。聴覚に障害のある人には「聴覚障害者用緊急情報FAX」を行うなど、災害情報の伝達については多様な手段の確保に努めています。

また、災害時に一次避難所での避難生活が困難な重度の障害のある人や高齢者のために、四市市地域防災計画に定める二次避難所として、社会福祉法人等の運営する福祉施設等を利用するための協定を締結しています。さらに、自治会等地域団体、民生委員・児童委員の協力のもと、避難行動要支援者名簿の作成を進めています。

アンケート調査結果でも、災害時に情報が入手できること、避難所における情報提供に課題があるという意見があります。いわゆる災害弱者と言われる人の中には、「避難所に行けない」、「避難所での生活が不安」と考え、避難所を利用しなかった人もいます。これまでの取り組みに加え、それぞれの障害特性に合った避難等の対策が求められています。

防犯対策においては、警察や障害者団体、福祉施設、行政等の連携強化に加えて、日頃から障害のある人との理解交流を深めることで、犯罪被害の防止や犯罪被害の早期発見に努めるとともに、情報入手や通報手段の確保を検討していく必要があります。

## 1) 福祉のまちづくりの推進

### 【施策体系】

- └ (1) 福祉環境の整備・充実
- └ (2) 情報提供とコミュニケーション手段の確保

### 【施策の方向】

#### (1) 福祉環境の整備・充実

- ① 建築物等では、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準に適合するよう、事前協議又は相談業務の中で、より一層の指導、啓発に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	建築指導課	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく指導・助言

- ② 公園施設の整備・改良にあたり、バリアフリー化に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市街地整備・公園課	・公園施設長寿命化整備事業

- ③ 公共的建築物のバリアフリー化の整備促進に努めます。また、公共施設の新たな整備や大規模な改修を実施する際には、関係部局が横断的に連携して取り組み、計画策定の段階で障害のある人の意見を反映させることに努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	全庁	・公共施設の整備・改修

- ④ 各地域の住民が策定する「地区まちづくり構想」の中で、バリアフリーの視点からのまちづくりが検討できるよう、支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	都市計画課	・まちづくり構想策定支援事業

## (2) 情報提供とコミュニケーション手段の確保

- ① 聴覚に障害のある人の意思疎通支援のため、引き続き研修会等を実施して手話通訳者や要約筆記者の資質の向上を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、派遣制度を充実させていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市手話通訳者派遣事業</li> <li>・四日市市要約筆記者派遣事業</li> <li>・手話通訳者養成講座</li> <li>・要約筆記者養成講座</li> </ul>

- ② CTY 番組「ちゃんねるよっかいち」は、手話通訳と文字（字幕）放送を行うことで、聴覚に障害のある人の番組に対する理解がより深まるように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちゃんねるよっかいち放送</li> </ul>

- ③ 社会参加や日常生活上の利便性の向上のため、広報よっかいちの点字版、録音版を発行することで、視覚に障害のある人への情報支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報よっかいち発行</li> <li>・点字・声の広報発行事業</li> </ul>

- ④ 手話通訳と要約筆記で、聴覚に障害のある人がタウンミーティングに気軽に参加でき、様々な立場からの意見を聞くことができる場づくりに努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市タウンミーティング</li> </ul>

- ⑤ 失語症のある人の意思疎通支援のため、会話パートナー派遣のコーディネートの体制強化を目指すとともに、会話パートナー登録者の増員、研修会の実施等を通じて事業の充実を図るとともに、失語症のある人に対する理解を進めていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 四日市市障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市失語症会話パートナー派遣事業</li> <li>・言語訓練</li> <li>・失語症者会話パートナー交流会（いちごの会）</li> </ul>

- ⑥ 視覚に障害のある人に点字を学ぶ機会を提供することで、情報支援や学習の機会の充実に努めます。また、点字以外の多様な情報機器についても活用できるように支援していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター	・点字教室

## 2) 住環境整備の促進

### 【施策体系】

- (1) 市営住宅のバリアフリー化
- (2) 住宅改修の促進・支援

### 【施策の方向】

#### (1) 市営住宅のバリアフリー化

- ① 今後整備される公営住宅（専用部分、共用部分）についてはバリアフリー化を基本に整備します。また、既設市営住宅を障害者世帯向け住宅及び高齢者世帯向け住宅に計画的に改善していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市営住宅課	・障害者世帯向け住宅改善事業

#### (2) 住宅改修の促進・支援

- ① 重度の障害のある人や高齢者の在宅生活を支援するため、自宅をバリアフリー化する住宅改修に対し住宅改修費を給付しています。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 介護・高齢福祉課	・日常生活用具給付事業 ・居宅介護住宅改修費等の給付



大矢知興譲小学校 6年生 佐々木 美空さん

### 3) 移動・交通対策の推進

#### 【施策体系】

- (1) 歩行空間の整備・充実
- (2) 交通施設バリアフリー化設備整備の充実
- (3) 外出のための支援

#### 【施策の方向】

##### (1) 歩行空間の整備・充実

- ① 道路の歩行空間整備において、歩行者の安全を確保するとともに、障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	道路整備課	・道路の歩行空間整備（バリアフリー化）の推進

##### (2) 交通施設バリアフリー化設備整備の充実

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、引き続き対象駅でのバリアフリー化に向けて、関係事業者に対して働きかけを行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	都市計画課	・近鉄桜駅など対象駅のバリアフリー化事業

##### (3) 外出のための支援

- ① タクシー料金助成事業や自動車燃料費用助成事業等については、社会参加の促進や外出支援のあり方について、当事者の意見を聞きながら、持続可能な制度となるように見直しをしていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・タクシー料金助成事業 ・自動車燃料費用助成事業

- ② 脳性まひ等の全身性、知的、精神に障害があるため、屋外での移動が困難な障害のある人や障害のある子どもの外出を支援する移動支援事業は、利用者数が増加していくと予想されるため、今後も障害福祉サービス事業所の拡充を進めています。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・障害者（児）移動支援事業

- ③ 屋外での移動が困難な視覚に障害のある人の外出を支援するため、白杖歩行訓練による単独歩行や障害福祉サービス事業所の同行援護（ガイドヘルプ）により、移動手段の確保を図って社会参加を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 四日市市障害者福祉センター	・同行援護 ・白杖歩行訓練

#### 4) 防災・防犯体制の充実

##### 【施策体系】

- (1) 防災・防犯体制の充実
- (2) 障害特性に応じた災害時支援の推進
- (3) 地域ぐるみの要支援者支援対策の強化
- (4) 地域防災訓練への参画

##### 【施策の方向】

###### (1) 防災・防犯体制の充実

- ① 命を守る行動に直結する災害情報について、今後も迅速に、マスメディア、防災情報メール配信サービス等多様な媒体による伝達を図ることにより、適切な情報を、多くの人に對して伝達できるよう努めます。聴覚に障害のある人には、「聴覚障害者用緊急情報 FAX」の登録を行うことで、ファクスでの災害情報の伝達を引き続き実施します。

障害のある人が緊急時に速やかに避難できるよう、バリアフリー化している指定避難場所の情報提供の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理室 障害福祉課	・災害情報提供事業、防災行政無線整備 ・聴覚障害者用緊急情報 FAX の登録

- ② 障害のある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、悪質商法の手口と対処法について、出前講座等による啓発や市の広報、市ホームページを通じ消費者トラブルに関する情報を迅速に伝えるよう努めます。また、より多くの人が安心、安全な消費生活を送れるよう、専門相談員が消費生活相談により適切な助言等を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課 市民・消費生活相談室	・消費者被害を防ぐ取り組みの推進

- ③ 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、市内の自主防犯団体と連携し、地域安全情報の発信、地域交流活動を通じて、支え合いによる見守り活動を推進し、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラや防犯外灯の設置補助など、防犯環境の整備促進を行い、安心、安全な環境の構築を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民協働安全課	・地域防犯活動支援事業補助金 ・防犯カメラ設置にかかる補助金 ・防犯外灯設置等及び電灯料に関する補助金
	四日市市文化まちづくり財団	・市民活動情報ポータルサイト「ツナガルよっかいち」の運用
	介護・高齢福祉課	・見守り協定の締結促進
	障害福祉課	・認知症高齢者などへの見守りの促進

## (2) 障害特性に応じた災害時支援の推進

- ① 災害時に一次避難所での避難生活が困難な人のため、四日市市地域防災計画に定める二次避難所として、社会福祉法人等の運営する福祉施設等を利用するための協定を締結し、避難生活の安心、安全を確保します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理室	・二次避難所への備蓄品の配備計画

- ② 避難所での生活が可能となるよう、障害の特性に応じた対応策を検討するなど、災害時の体制を整えます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理室	・避難行動要支援者名簿の整備 ・要支援者への支援

## (3) 地域ぐるみの要支援者支援対策の強化

- ① 災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、地域に提供することにより、要支援者の身を災害から守ることができるよう、地域ぐるみの活動を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理室	
	市民生活課	
	健康福祉課	・要介護者、手帳所持者等への同意確認
	介護・高齢福祉課	・避難行動要支援者名簿の整備
	障害福祉課	
	保健予防課	

- ② 命を守る行動には、要支援者自らが行う自助が重要であるとともに、地域支援者による助け合いの共助が欠かせないことから、地域支援者の拡大に向け、四日市市防災大学に講座を新設するなどして地域での福祉活動と防災を一体化した活動を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の整備</li> <li>・四日市市防災大学</li> <li>・生涯学習いきいき出前講座</li> </ul>

- ③ 災害時に要支援者がやむを得ず、被災した自宅で避難生活を送ることになっても、必要な支援が届くよう、日頃から近隣どうしがコミュニケーションを深めることの大切さを啓発するとともに、交流機会の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	健康福祉課 市民生活課 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員による要支援者への見守り活動</li> <li>・災害情報提供事業、防災行政無線整備</li> </ul>

#### (4) 地域防災訓練への参画

- ① 命を守る行動には、要支援者による自助とともに地域支援者による共助が欠かせないことから、各地区で行われる防災訓練への障害のある人の参画を促進します。また、実際の避難所運営に要支援者等の視点が盛り込まれたり、運営手順が地域で確認、検証されるよう促しています。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防災訓練</li> <li>・生涯学習いきいき出前講座</li> <li>・防災マニュアル</li> </ul>



桜小学校 6年生 小縣 未来さん

## 5. 雇用・就労の促進

---

### 【基本的な考え方】

障害のある人が個々人の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。

障害のある人の就労を支援するため、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）を中心として、障害のある人の雇用を考えている企業等を開拓し、マッチングを行っています。また、障害のある人の仕事に関する相談を受けるだけでなく、生活全般にわたる困りごとへの支援も必要となることから、専門的な支援や関係機関との連携が重要となっています。障害福祉サービス事業所など関係機関からも、様々な連携先の必要性が指摘されており、障害のある人の就労を支援する連携の輪を広げる取り組みの検討が必要となっています。

本市においては、より多くの求職者が、円滑に就職できるよう「四日市市求職者資格取得助成金制度」や、「四日市市雇用促進交付金」を制定し、就労意識の醸成を促進しています。また、障害のある人の就労に向けた訓練として、市役所庁舎内等で実習を行う「障害者就労支援事業」を実施しています。さらに、行政機関や就労支援事業所等で構成される四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）に参画し、情報共有・連携を図るとともに、就労コーディネーターを中心に企業訪問を行うなど障害のある人の雇用促進に取り組んでいます。

障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、障害者を雇用する事業主に対し「四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金」により支援しています。

今後も、身体に障害のある人はもとより、知的に障害のある人や精神に障害のある人の職域拡大や雇用を進めています。

一般就労が困難な障害のある人にとって、就労支援事業所等は、それぞれの適性に応じた作業指導や生活指導を行い、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。今後も工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労支援事業所等が提供する物品等の優先購入の推進や積極的な企業等での実習及び求職活動への支援が必要です。

障害のある人の社会参加の喜びや生きがいにつながるよう、一般就労の定着を図るとともに、事業所支援を充実させるなど、今後も支援を推進する必要があります。

## 1) 雇用・就労の支援

### 【施策体系】

- └ (1) 就労支援体制の充実
- └ (2) 雇用機会の拡大と啓発活動の推進

### 【施策の方向】

#### (1) 就労支援体制の充実

- ① 四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）では、就職や職場適応などの就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うとともに、障害のある人や企業等に対する就職後の継続的な支援を実施し、職場定着を目指します。また、就業と職場定着には、社会福祉施設、公共職業安定所、三重障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関や、企業、雇用主等の連携が不可欠であり、企業等の訪問を行いつつ、本人の自己決定を大切にした支援を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）

- ② 四日市市求職者資格取得助成金制度の活用、実施を通じて、障害のある人を含め、就労を希望する人を支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商工課	・四日市市求職者資格取得助成金

- ③ 特別支援学校高等部（西日野にじ学園、聖母の家学園、北勢きらら学園等）に在籍する生徒の就業体験研修の受け入れ窓口として支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	職員研修所	・就業体験研修

- ④ 四日市視覚障害者福祉センターと連携し、はり師、きゅう師、マッサージ師として就業している視覚に障害のある人への支援を行います。また、より多くの人に四日市市視覚障害者協会指定のはり、きゅう、マッサージ施術所を利用していただけるように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・はり・きゅう・マッサージ券の交付

- ⑤ 「障害者就労支援事業」では、主に市役所庁舎内において、障害のある人を対象に就労に向けた訓練を行い、障害のある人の就労に対する意識の醸成と職業能力の開発を図り、企業等での就労訓練に向けた取り組みを行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・障害者就労支援事業

- ⑥ 就労支援事業所等の運営を支援するとともに、四日市公共職業安定所や四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）などの就労支援機関が連携を深め、障害者雇用の促進に向けた取り組みの推進に努めます。また、一般就労に移行した障害のある人に、就労の継続を図るための支援を行う就労定着支援の利用を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・就労継続支援及び就労定着支援

## (2) 雇用機会の拡大と啓発活動の推進

- ① 障害のある人の就労の可能性や雇用主側のニーズ等の聞き取りを行うため、就労コーディネーターを中心に四日市公共職業安定所や四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）とともに企業等を訪問します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商工課	・就労コーディネーター事業

- ② 四日市公共職業安定所と共に、就職面接会を開催するなど事業所等と就業を希望する障害のある人のマッチングの機会を提供します。また、雇用促進交付金、障害者トライアル奨励金・雇用奨励金の活用を通じて、就労を希望する障害のある人を支援するとともに、四日市人権啓発企業連絡会での研修会など、様々な機会を通じて、市内の企業等に対する周知、啓発に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就職面接会</li> <li>・四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金</li> <li>・雇用促進交付金</li> <li>・四日市人権啓発企業連絡会との連携</li> </ul>

- ③ 障害のある人の雇用に効果の高い特例子会社を市内に設立する事業所等に対し、設立経費の一部を支援することで、雇用の一層の促進を図ります。

また障害のある人を雇用するにあたり、不安を抱える事業所等に対し、四日市公共職業安定所、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）と連携し、雇用に関する研修や先進企業の取り組みを見学する機会を提供することで、事業所等における障害者雇用の理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例子会社設立補助金</li> <li>・障害者職場定着支援事業</li> <li>・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）への参画</li> </ul>

- ④ 障害のある人の雇用の促進と安定を目的に、障害のある人を雇用している市内の中小企業等を対象に物品等調達の指名優遇を行うため、障害者雇用促進企業の登録制度を継続し、一人でも多くの障害者雇用に結びつくように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	調達契約課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進企業登録制度</li> </ul>

- ⑤ 平成 25（2013）年 4 月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を毎年度策定し、全庁的に障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。また、調達実績についても毎年度公表していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	全庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「四日市市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の策定</li> </ul>

- ⑥ 平成 30（2018）年 4 月 1 日から、国や地方公共団体等の法定雇用率が 2.3% から 2.5% に引き上げられました。四日市市役所においては、すでに新しい基準を達成していますが、今後も法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用試験の実施</li> </ul>

## 2) 福祉的就労の促進

### 【施策体系】

- (1) 就労支援事業所等の充実
- (2) 一般就労への移行支援
- (3) 就労支援事業所等の連携

### 【施策の方向】

#### (1) 就労支援事業所等の充実

- ① 障害のある人が身近なところで就労支援事業所等を利用できるよう、地域に根付いた施設の整備、運営を支援します。また、新たな施設整備は、国や三重県と協議、調整を図りながら支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・民間社会福祉施設等整備助成事業

#### (2) 一般就労への移行支援

- ① 福祉的就労から一般就労への移行定着を促進するために、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）を活用し、企業と就労支援事業所等の連携を図り、施設外就労を支援するなど一層の移行支援を強化します。  
また、一般就労を希望する障害のある人の情報の把握、職業相談、求人開拓、定着指導及び関係機関の連絡調整等を行うコーディネート機能の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続 市社会福祉協議会	障害福祉課 市社会福祉協議会	・就労支援事業所との連携、支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援及び就労定着支援

#### (3) 就労支援事業所等の連携

- ① 就労支援事業所等の共通課題や問題点を協議する場として、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）において、課題検討を進めながら事業内容の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続 市社会福祉協議会	障害福祉課 市社会福祉協議会	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）

## 6. 生活支援の充実

---

### 【基本的な考え方】

障害のある人が地域の中で自立した生活を送るため、本人の意思を尊重した生活支援体制の整備を進めます。

四日市障害保健福祉圏域では、それぞれの障害特性に応じて専門的な相談や支援が受けられるよう、市内5箇所の委託相談支援事業所において相談支援事業を実施しています。事業の充実を図るためにには、専門性を有する相談支援員の充実などマンパワーの確保が課題となっています。また、アンケート調査結果で障害福祉サービスや就労などの相談先について「相談場所がわからない」と回答する人もあり、より相談しやすい体制をつくることも求められていることから、民生委員・児童委員や障害者相談員等による相談活動を充実していくことも必要です。

施設や病院からの地域生活への移行の取り組みなどを背景として、居宅生活の支援や生活の場が必要な重度の障害のある人は、今後も増加することが考えられます。障害のある人の地域での生活を維持する上で生じるニーズに応じた支援を提供していくため、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）等の居宅支援や、生活の場としてのグループホームの量的拡大は引き続き必要です。また、それぞれの障害特性に応じた支援が実施されるよう、障害福祉サービス事業所の対応能力の向上を図るなど、これらのサービスの質的な向上も必要となります。民間事業の円滑な運営を促進するため、国、三重県に対しそれぞれの責任分担において必要な事業の実施、制度の改善などについて要望することが求められています。

障害のある人が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションに参加することで、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、広く障害への理解と認識を深めることができます。2020年東京パラリンピック、2021年三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）開催を契機として、障害のある人のスポーツ活動や文化活動により一層関心が高まることが予測されるため、障害のある人が、身近な地域で自分に合った活動の場を自由に選択し、気軽に取り組むことができる環境整備等を推進するとともに、障害者団体の活動が活性化されるよう、促していくことが重要となっています。

## 1) 生活安定施策の充実

### 【施策体系】

- └ (1) 連携強化による相談・支援体制の充実
- └ (2) 各種制度・施策活用の促進

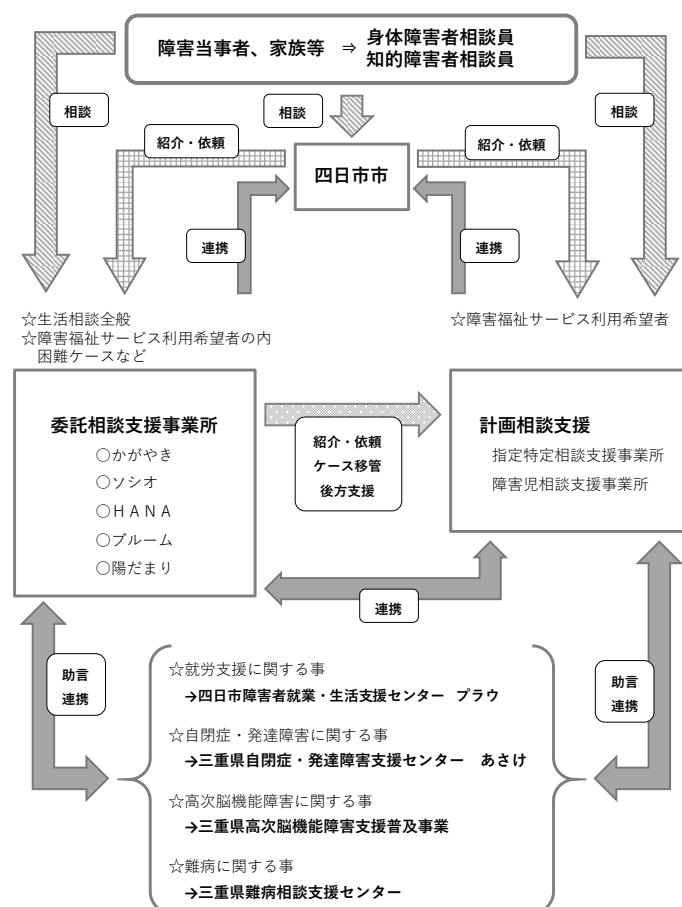
### 【施策の方向】

#### (1) 連携強化による相談・支援体制の充実

- ① 障害のある人に寄り添った相談・支援が可能となるよう、市内5箇所の委託相談支援事業所との連携を強化し、障害福祉サービスの利用援助、介護相談、社会資源の活用支援等について、それぞれの障害特性に応じた相談支援を進めていきます。また、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会に位置付けられている委託相談支援事業所連携会議での情報共有を図るほか、同協議会の計画相談支援部会においても課題検討を行い、相談支援体制の強化を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課 こども発達支援課	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内5箇所の委託相談支援事業所</li><li>・計画相談支援</li><li>・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（計画相談支援部会）</li></ul>

### ■相談支援体制図



- ② 日常生活自立支援事業については、福祉サービスを選択、決定する判断能力に不安のある人の福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行うとともに、金銭搾取、消費者被害、多重債務等の法的な支援が必要なケースに対応できるよう、関係機関との連携を強化します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業

- ③ 障害のある人にも高齢化が進むなか、在宅介護支援センターに医療職（看護師）を配置して、体制の充実を図りました。また、市内5箇所の委託相談支援事業所と連携し、多様な相談に対応できるよう 在宅介護支援センター職員に研修を実施し、障害のある人の身近な地域で相談を実施します。併せて、地域住民へ相談できる事業所の周知を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	介護・高齢福祉課 障害福祉課	・在宅介護支援センター ・市内5箇所の委託相談支援事業所

- ④ 「障害者(児) 福祉のてびき」や市ホームページ等を通じて、障害者総合支援法に基づく制度や障害福祉サービス事業所の情報などを、わかりやすく提供します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・障害者(児) 福祉のてびき ・市ホームページ ・生涯学習いきいき出前講座

- ⑤ 市内5箇所の委託相談支援事業所相互の連携を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用に際して必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画に基づくサービス利用の仕組みについて、一層の定着を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども発達支援課	・障害者相談支援事業 ・計画相談支援 ・障害児相談支援

- ⑥ 民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として常に市民の立場にたって、福祉の相談に応じ必要な情報の提供などの援助を行うとともに、関係機関や行政への協力などの役割を担っています。障害のある人が、地域で安心して暮らしていく上で、身近な相談役であり、行政との連携強化を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	健康福祉課	・民生委員児童委員協議会連合会補助金

## (2) 各種制度・施策活用の促進

- ① 障害のある人の経済的支援を行うため、特別障害者手当や特別児童扶養手当などの各種手当を支給するとともに、障害年金など各種制度の周知を図ります。

急速な高齢化と少子化が同時に進んでいるなか、今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障害者施策に関する多様な課題に取り組む必要があります。重度障害者(児)手当など市が実施する様々な制度のあり方について、障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、幅広く意見をうかがいながら、制度の持続性を確保しつつ給付と負担のバランスを勘案するなど、見直しを検討します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・特別障害者手当の支給 ・障害児福祉手当の支給
	こども保健福祉課	・重度障害者(児)手当の支給 ・特別児童扶養手当の周知
	保険年金課	・障害年金の制度の周知 ・特別障害給付金の周知

## 2) 居宅生活支援サービス等の充実

### 【施策体系】

- └ (1) 居宅生活支援サービスの充実
- └ (2) 福祉用具の給付

### 【施策の方向】

#### (1) 居宅生活支援サービスの充実

- ① 居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）等の居宅支援や、生活の場としての共同生活援助（グループホーム）の量的拡大に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・居宅介護や生活介護等の介護給付サービス ・共同生活援助等の訓練等給付サービス

- ② それぞれの障害特性に応じた市内5箇所の委託相談支援事業所や専門機関との連携強化を図り、継続した相談、支援を行うことで、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・市内5箇所の委託相談支援事業所

## (2) 福祉用具の給付

- ① 障害のある人の障害を補う補装具の給付や日常生活を容易にする日常生活用具の給付について、制度の適正な運用に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・補装具の給付 ・日常生活用具の給付

## 3) 住まいの場（居住系サービス）の充実

### 【施策体系】

- (1) 障害者施設等の整備・充実
- (2) 共同生活援助（グループホーム）等の整備
- (3) 地域福祉の拠点としての機能の充実

### 【施策の方向】

#### (1) 障害者施設等の整備・充実

- ① 既存施設の老朽化に伴う安全確保とともに、個室化等による生活の質の向上を図るための施設整備を国や三重県と協議、調整を図りながら支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・民間社会福祉施設等整備助成事業

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）等の整備

- ① 障害のある人が、地域で自立して暮らすための支援基盤の充実を目的として、グループホーム等の整備を国や三重県と協議、調整を図りながら進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・民間社会福祉施設等整備助成事業

#### (3) 地域福祉の拠点としての機能の充実

- ① 入所型施設の果たす役割は大きく、入所者支援はもとより、整備された施設機能や蓄積された支援技術を活かして、地域へ障害福祉サービスを提供していく拠点としての機能が望まれるため、障害のある人の地域移行の潮流に合わせて、地域資源としての機能拡充に向けて支援していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会

- ② 本市においては、地域の交流を促進し、日常の地域的諸課題に対応する拠点として、「ふれあいいきいきサロン」運営支援を行っています。今後も、関係機関との連携のもと、これらの拠点を通じた取り組みの実施・支援を行います。

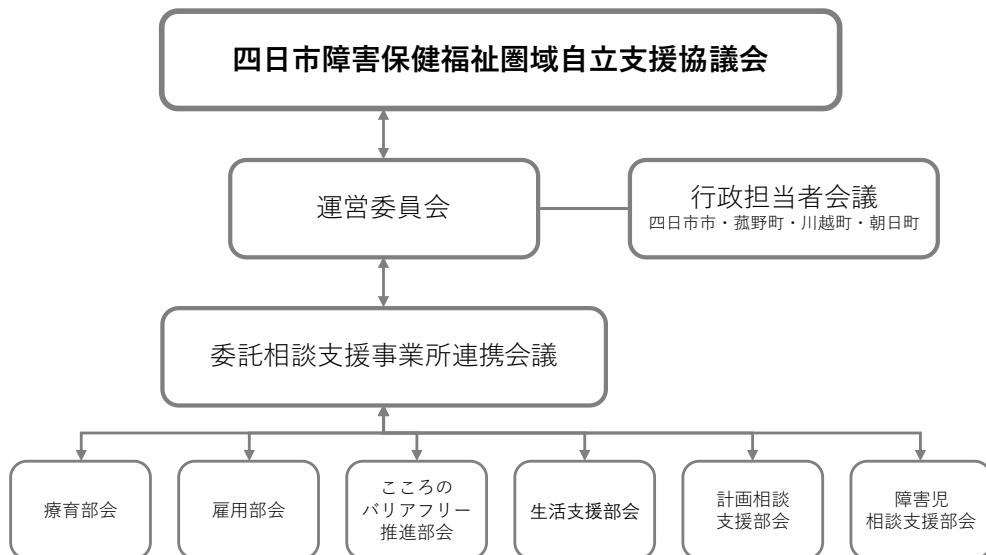
方向性	担当部署	主な事業など
継続	介護・高齢福祉課 市社会福祉協議会	・ふれあいいきいきサロン

- ③ 障害のある人の重度化・高齢化や、いわゆる「親亡き後」を見据えて、障害福祉に関する相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応や受け入れ、専門的な対応に向けた人材確保、地域の体制づくり等を推進する観点から、既存の障害福祉サービス事業所等の連携による面的体制の整備を図ります。

このため、本市においては四日市市障害者施策推進協議会や四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、障害のある人の地域生活におけるニーズや課題を総合的に捉えながら、グループホームや障害者支援施設の持つ専門性をはじめ、短期入所サービス事業所の担う緊急時受け入れ機能、日中活動サービス事業所による体験の機会や場の提供機能、相談支援事業所によるケアマネジメント機能等の連携体制を構築することによる地域生活支援拠点等の機能の整備を検討します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	・四日市市障害者施策推進協議会 ・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会

#### ■四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会



#### 4) 自立活動の支援

##### 【施策体系】

- └ (1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興
- └ (2) 障害者団体活動の支援

##### 【施策の方向】

###### (1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

- ① 障害のある人の社会参加を促進し、健康で文化的な生活を営むためのスポーツ、レクリエーション、文化活動の振興に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ振興事業</li><li>・スポーツ活動参加のための移動等の支援</li><li>・四日市市障害者スポーツレクリエーション大会への支援</li><li>・三重県の実施する「三重県ふれあいスポレク祭」「スポーツ体験教室」への支援</li></ul>
	スポーツ課	

- ② 四日市市障害者体育センターの施設運営により、障害者スポーツ振興の拠点として、障害者スポーツの普及を目的とした講習会や交流会を開催し、スポーツに親しむ場を提供します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・四日市市障害者体育センターの運営</li></ul>

###### (2) 障害者団体活動の支援

- ① 障害者団体などが、スポーツ、文化、ボランティア活動を主体的に行えるよう、障害のある人が使いやすい設備・環境の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸館事業</li></ul>

- ② 障害者団体や当事者グループなどの設立や活動を支援し、育成していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	四日市市障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・サークル立ち上げ等の支援</li></ul>

# IV 統計データでみる四日市市

## 1. 人口の状況

### 1) 人口と世帯の状況

本市の人口の推移をみると、減少傾向にあったものの、平成 30（2018）年度では増加に転じ 312,258 人となっていますが、今後は再び減少傾向に転じることが見込まれています。

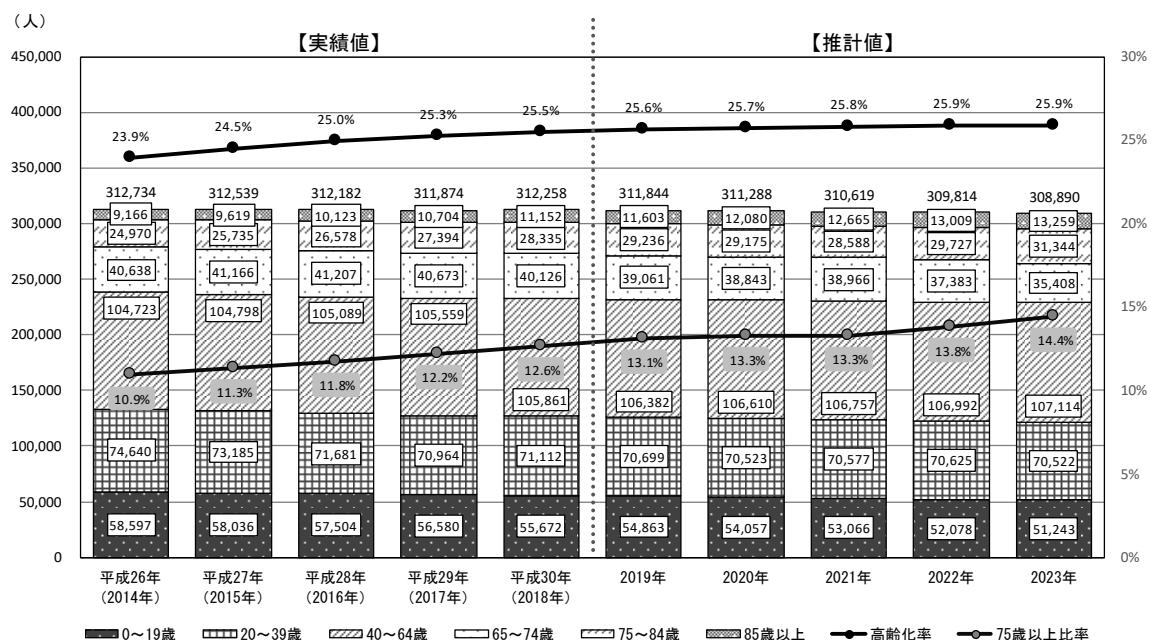
65 歳以上の高齢者人口は、2021 年度には 80,219 人と伸び続けるものと考えられますが、その後減少に転じることが見込まれています。一方、75 歳以上の人口は平成 30（2018）年度の 39,487 人から、2023 年度には 44,603 人と、大幅に増加することが見込まれ、75 歳以上人口比率は 14.4% まで上昇することが見込まれています。

表 年齢別人口の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在 単位：人）

	実績値					推計値				
	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
総人口	312,734	312,539	312,182	311,874	312,258	311,844	311,288	310,619	309,814	308,890
40～64 歳	104,723	104,798	105,089	105,559	105,861	106,382	106,610	106,757	106,992	107,114
65 歳以上	74,774	76,520	77,908	78,771	79,613	79,900	80,098	80,219	80,119	80,011
65～74 歳	40,638	41,166	41,207	40,673	40,126	39,061	38,843	38,966	37,383	35,408
75 歳以上	34,136	35,354	36,701	38,098	39,487	40,839	41,255	41,253	42,736	44,603
高齢化率	23.9%	24.5%	25.0%	25.3%	25.5%	25.6%	25.7%	25.8%	25.9%	25.9%
75 歳以上比率	10.9%	11.3%	11.8%	12.2%	12.6%	13.1%	13.3%	13.3%	13.8%	14.4%

※2019 年度以降は、平成 26（2014）～平成 30（2018）年度の各年度 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コート変化率法を用いて推計しています。また、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年齢別人口の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在）



## 2. 障害のある人の現状と推移

### 1) 身体障害者手帳を持つ人の状況

平成 30（2018）年 4月 1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は 10,436 人で、うち 18 歳未満が 236 人（2.3%）、18 歳以上が 10,200 人（97.7%）となっています。

障害の種類別では、肢体不自由が最も多く、全体の 49.9%を占めています。次いで、内部障害、聴覚・平行機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。

障害の程度別では、1 級が最も多く、1 級と 2 級で全体の 47.1%と、重度の割合が高くなっています。

年齢別では 70 歳以上が全体の 61.1%を占めています。65 歳以上を含めると、全体の 72.0%となっており、身体に障害のある人の多くが高齢者であると言えます。

表 身体障害者手帳所持状況【平成 30（2018）年 4月 1日現在 単位：人】※（）内は 18 歳未満の人数【再掲】

障害種類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	214 (5)	207 (0)	57 (1)	50 (1)	86 (3)	38 (0)	652 (10)
聴覚・平行機能障害	71 (0)	231 (14)	153 (6)	161 (4)	6 (0)	349 (3)	971 (27)
音声・言語・そしゃく機能障害	1 (0)	13 (0)	74 (1)	36 (1)	0 (0)	0 (0)	124 (2)
肢体不自由	1,003 (79)	1,040 (57)	1,073 (13)	1,379 (2)	441 (8)	269 (2)	5,205 (161)
内部障害	2,101 (17)	28 (0)	511 (15)	844 (4)	0 (0)	0 (0)	3,484 (36)
合計	3,390 (101)	1,519 (71)	1,868 (36)	2,470 (12)	533 (11)	656 (5)	10,436 (236)

図 障害種類別身体障害者手帳所持者数  
【平成 30（2018）年 4月 1日現在】

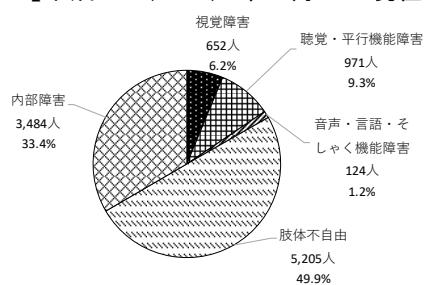


図 年齢別身体障害者手帳所持者数  
【平成 30（2018）年 4月 1日現在】

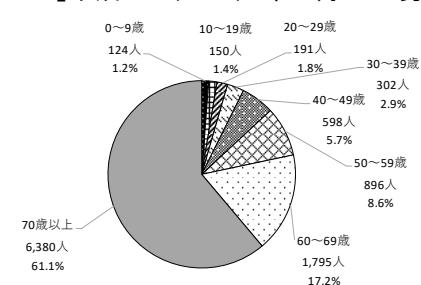
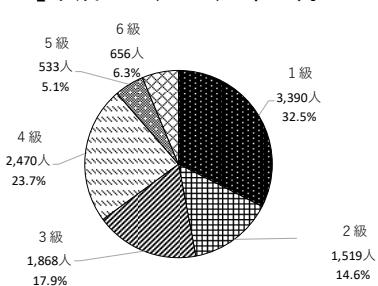


図 障害程度別身体障害者手帳所持者数  
【平成 30（2018）年 4月 1日現在】



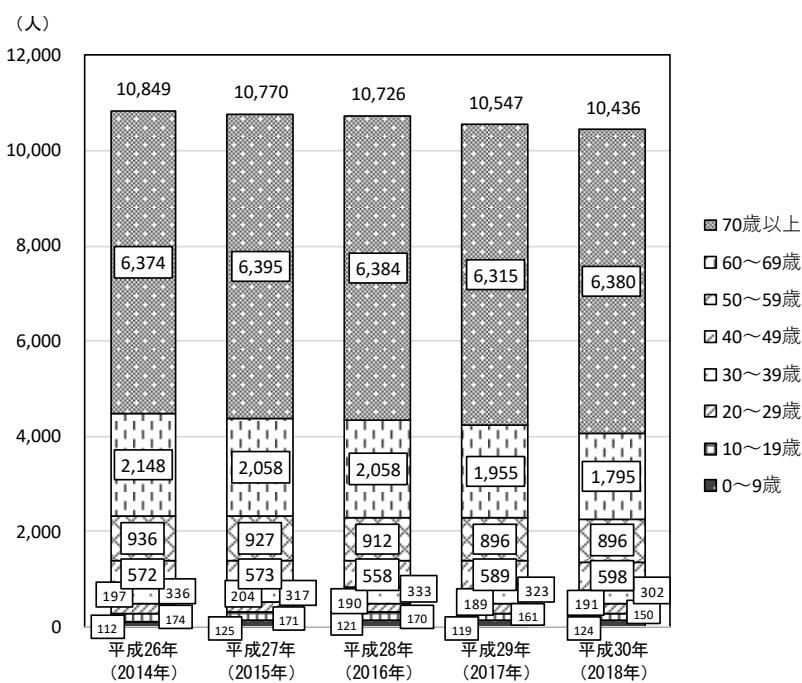
身体障害者手帳の所持者数は、第3次四日市市障害者計画開始年の平成26（2014）年と比較すると、413人（3.8%）減少しています。市内人口に対する割合も平成26（2014）年の3.47%から平成30（2018）年の3.35%と低くなっています。

年齢別では10歳未満（10.7%）、40歳代（4.5%）、70歳以上（0.1%）では増加している一方、その他の年齢層では減少しています。

表 身体障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）

	手帳所持者数 (人)	平成26 (2014)年を 100とした指標	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口(人)	平成26 (2014)年を 100とした指標
平成26年 (2014年)	10,849	100.0	3.47	312,359	100.0
平成27年 (2015年)	10,770	99.3	3.45	312,106	99.9
平成28年 (2016年)	10,726	98.9	3.44	312,115	99.9
平成29年 (2017年)	10,547	97.2	3.38	311,672	99.8
平成30年 (2018年)	10,436	96.2	3.35	311,763	99.8

図 年齢別身体障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の種類別では、平成 26（2014）年と比較すると、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害については増加の傾向がみられますが、視覚障害、聴覚・平行機能障害、肢体不自由については減少しています。

障害の程度別では、1級・2級、3級・4級は減少傾向にありますが、5級・6級については平成 26（2014）年と比較して 12 人（1.0%）増加しています。

図 障害種類別障害者手帳所持者数推移（各年 4月 1日現在）

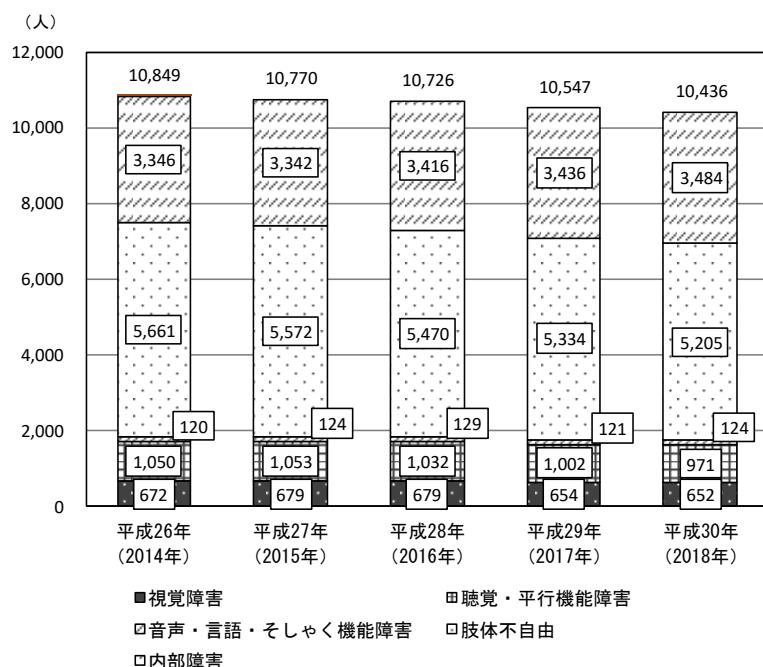
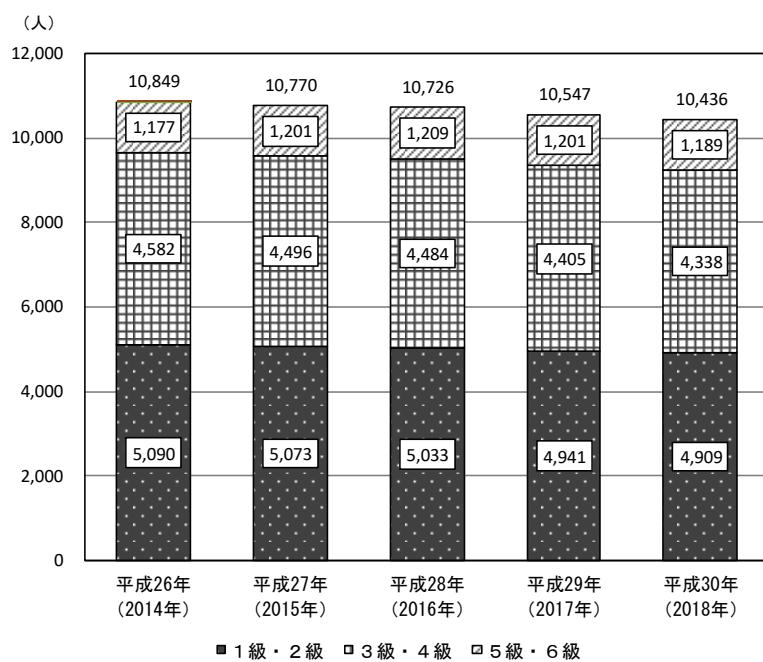


図 障害程度別障害者手帳所持者数推移（各年 4月 1日現在）



## 2) 療育手帳を持つ人の状況

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、本市の療育手帳所持者数は 2,488 人で、うち 18 歳未満が 765 人 (30.7%)、18 歳以上が 1,723 人 (69.3%) となっています。

表 療育手帳所持状況【平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在 単位：人】※ () 内は 18 歳未満の人数【再掲】

A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
391 (114)	596 (138)	790 (184)	711 (329)	2,488 (765)

障害の程度別では、B 1 (中度) が最も多く、次いで B 2 (軽度)、A 2 (重度)、A 1 (最重度) の順となっています。

年齢別では 10 歳代が最も多く 24.4% となっており、次いで 20 歳代 (21.5%)、40 歳代 (13.2%) となっています。

図 障害程度別療育手帳所持者数  
【平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在】

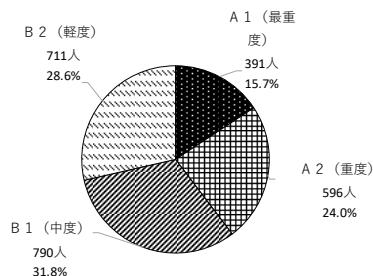
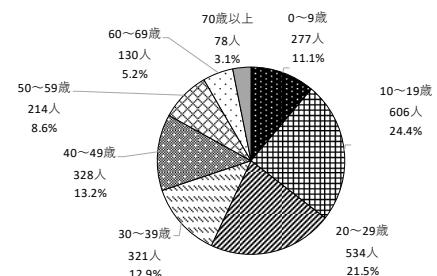


図 年齢別療育手帳所持者数  
【平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在】



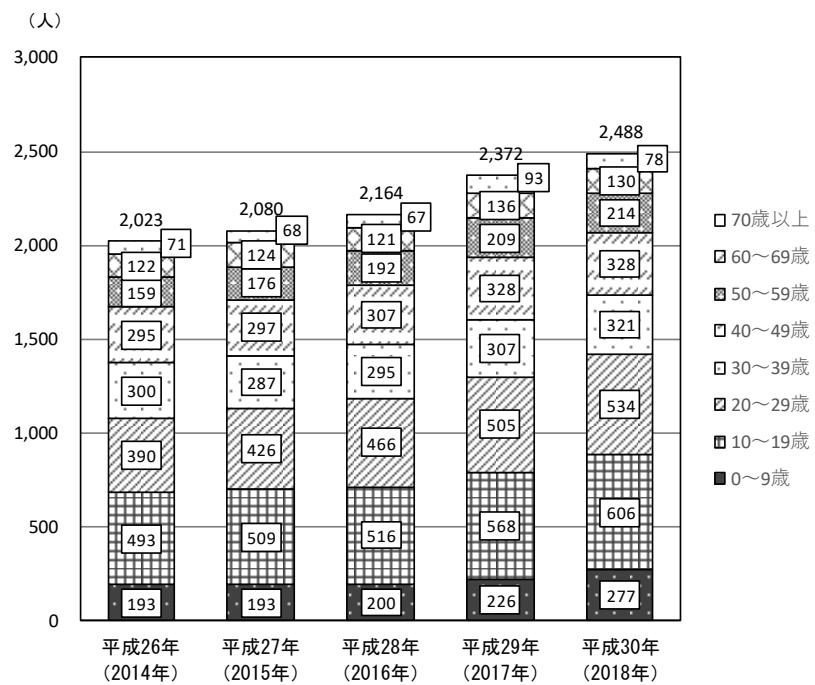
療育手帳の所持者数は、第 3 次四日市市障害者計画開始年の平成 26 (2014) 年と比較すると、465 人 (23.0%) 増加しています。市内人口に対する割合も平成 26 (2014) 年の 0.65% から平成 30 (2018) 年の 0.80% と高くなっています。

年齢別では平成 26 (2014) 年と比較すると、すべての年齢層で増加しており、特に 10 歳未満 (43.5%)、20 歳代 (36.9%)、50 歳代 (34.6%) が高い増加率となっています。

表 療育手帳所持者数推移 (各年 4 月 1 日現在)

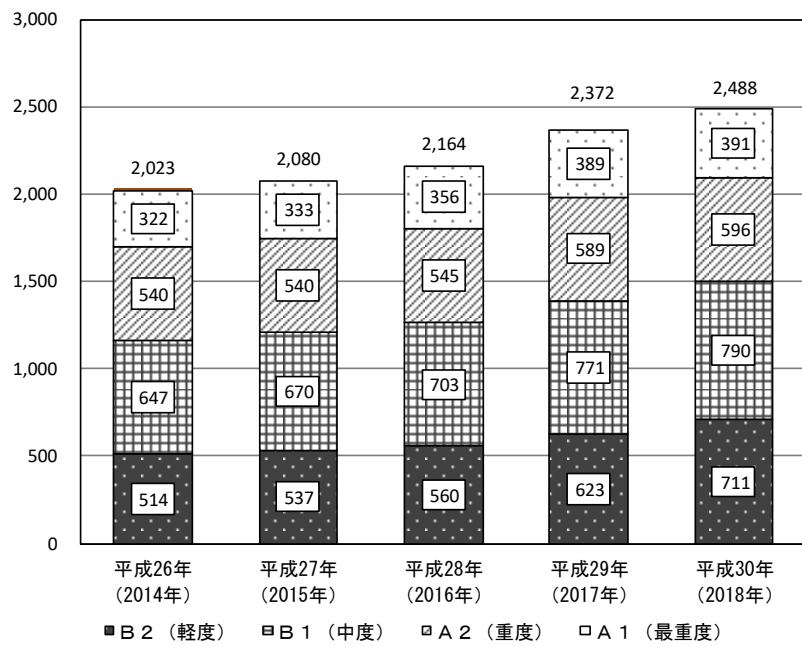
	手帳所持者数 (人)	平成 26 (2014) 年を 100 とした指數	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口 (人)	平成 26 (2014) 年を 100 とした指數
平成 26 年 (2014 年)	2,023	100.0	0.65	312,359	100.0
平成 27 年 (2015 年)	2,080	102.8	0.67	312,106	99.9
平成 28 年 (2016 年)	2,164	107.0	0.69	312,115	99.9
平成 29 年 (2017 年)	2,372	117.3	0.76	311,672	99.8
平成 30 年 (2018 年)	2,488	123.0	0.80	311,763	99.8

図 年齢別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の程度別では、A 1 (最重度)と A 2 (重度)をあわせた割合が平成 26(2014)年では 42.6%、平成 30 (2018) 年では 39.7% となっています。

図 障害程度別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



### 3) 精神障害者保健福祉手帳を持つ人の状況

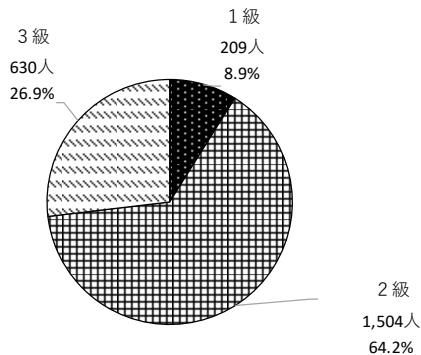
平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,343 人となっています。

障害の程度別では、2 級が 64.2% と最も多く、次いで 3 級 (26.9%)、1 級 (8.9%) となっています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持状況【平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在 単位：人】

1 級	2 級	3 級	合計
209	1,504	630	2,343

図 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数【平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在】



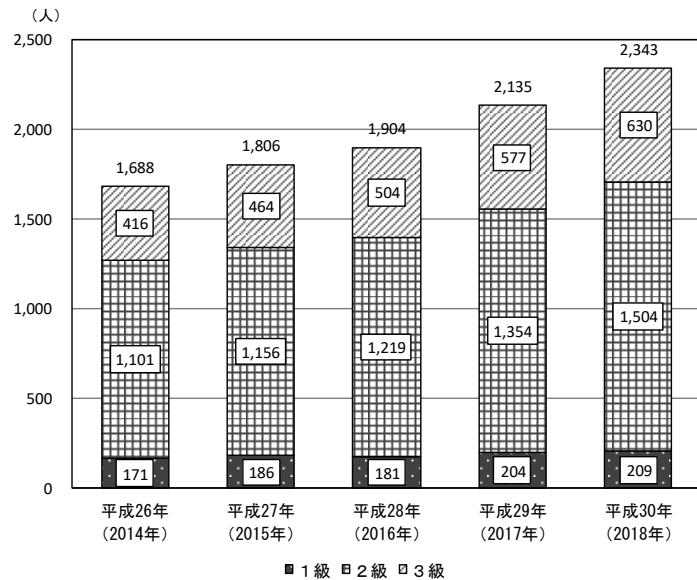
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、第 3 次四日市市障害者計画開始年の平成 26 (2014) 年と比較すると、655 人 (38.8%) 増加しています。市内人口に対する割合も平成 26 (2014) 年の 0.54% から平成 30 (2018) 年の 0.75% と高くなっています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移 (各年 4 月 1 日現在)

	手帳所持者数 (人)	平成 26 (2014) 年を 100 とした指數	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口 (人)	平成 26 (2014) 年を 100 とした指數
平成 26 年 (2014 年)	1,688	100.0	0.54	312,359	100.0
平成 27 年 (2015 年)	1,806	107.0	0.58	312,106	99.9
平成 28 年 (2016 年)	1,904	112.8	0.61	312,115	99.9
平成 29 年 (2017 年)	2,135	126.5	0.69	311,672	99.8
平成 30 年 (2018 年)	2,343	138.8	0.75	311,763	99.8

障害の程度別では、平成 26（2014）年から比較すると、1 級は 38 人、2 級は 403 人、3 級は 214 人増加しています。

図 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（各年 4 月 1 日現在）

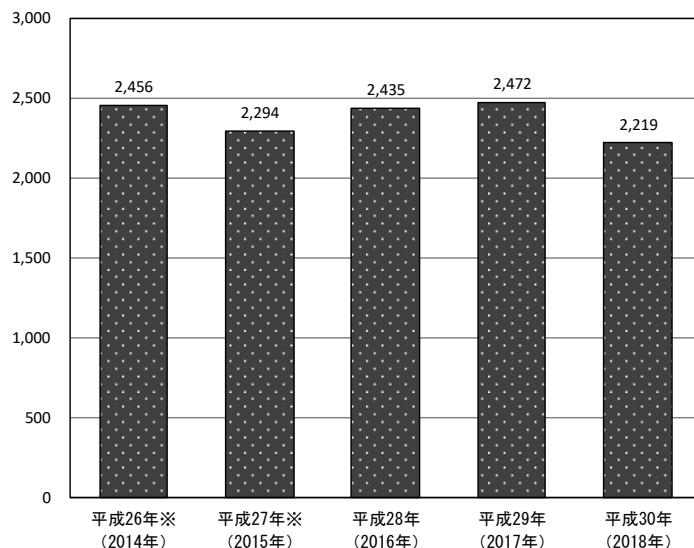


#### 4) 特定医療費（指定難病）受給者の状況

難病のある人の状況をみると、平成 26（2014）年と比較すると、特定医療費（指定難病）医療受給者数は 237 人（9.6%）減少しています。

平成 27（2015）年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、難病のある人に対する医療費助成制度は大きく変わりました。難病法に基づく医療費助成の対象となる疾病（指定難病）は、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、331 疾病となっています。

図 特定医療費（指定難病）受給者数推移（各年 4 月 1 日現在）



※平成 26（2014）年、平成 27（2015）年は特定疾患医療（旧制度）受給者数

### 3. アンケート調査でみる四日市市

#### 1) 調査の目的

本市では、「第4次四日市市障害者計画」を策定するにあたって平成29（2017）年12月から平成30（2018）年1月にかけてアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査により、市内の障害のある人等に対して、障害のある人の現状、障害福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向を把握し、現状での問題点や課題事項等を整理した上で、障害者計画の見直し、計画策定のための基礎資料としました。

#### 2) 調査の方法

(1) 調査対象地域 四日市市全域

(2) 調査方法 調査票による記入方式

郵送配布、郵送回収による郵送調査

(3) 調査対象者／調査期間

調査種別	調査対象者／調査期間
障害者調査	障害者手帳所持者から無作為に抽出した人、もしくは任意で調査に協力していただいた人 1,950人（身体833人・療育617人・精神障害500人） 【調査期間】平成29（2017）年12月4日～平成30（2018）年1月10日
障害児調査	障害者手帳所持者から無作為に抽出した人、もしくは任意で調査に協力していただいた人 800人 【調査期間】平成29（2017）年12月4日～平成30（2018）年1月10日
市民調査	四日市市内在住の20歳以上の方から無作為に抽出した700人 【調査期間】平成29（2017）年12月4日～平成30（2018）年1月10日
事業所調査	114事業所 【調査期間】平成29（2017）年12月8日～平成30（2018）年1月10日

#### 3) 配布・回収数

調査対象	配布数（人）	回収数（人）	有効回答数（人）	有効回答率（%）
障害者	1,950	811	811	41.6
障害児	800	350	350	43.8
事業所	114	76	76	66.7
市民	700	284	284	40.6
合計	3,564	1,521	1,521	-

※白紙票は無効票としました。

#### 4) アンケートの見方

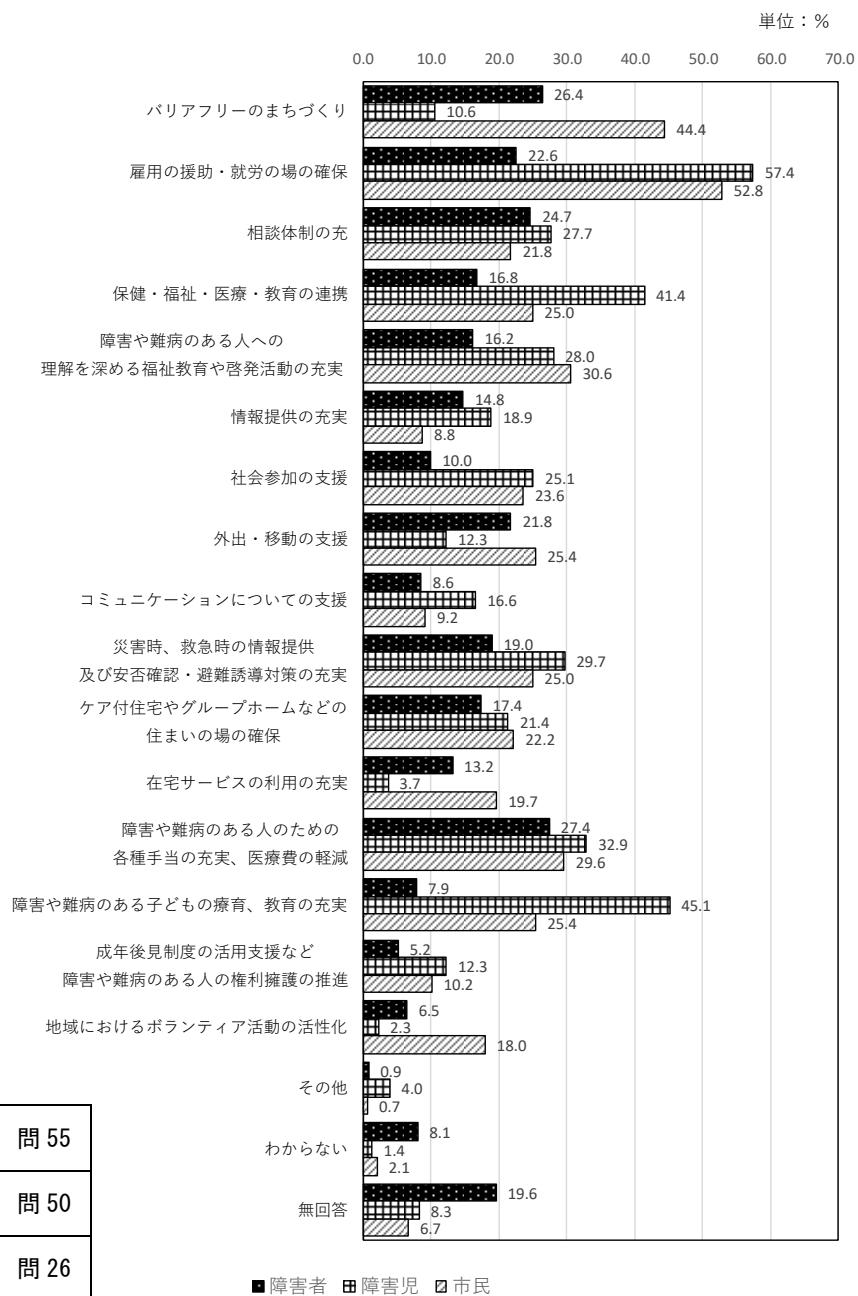
- ・比率はすべて百分率（%）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ・表として示したものの中、無回答の回答数が0の場合は「無回答」の表示を省略しています。また、選択肢の文章を簡略化してある場合もあります。
- ・有効回収数の1割に満たない回答数のグラフ・表は参考程度の数値として表記する場合があります。
- ・グラフの凡例中、「障害者」は障害者調査結果、「障害児」は障害児調査結果、「市民」は市民調査結果をそれぞれ表します。

## 5) 調査結果について

### 全体について

■今後、特にどのような障害者施策を充実すべきであるとお考えですか。(複数回答)

- 充実すべき障害者施策について、障害者調査では「手当の充実、医療費の軽減」「バリアフリーのまちづくり」、障害児調査では「雇用の援助・就労の場の確保」「療育、教育の充実」、市民調査では「雇用の援助・就労の場の確保」「バリアフリーのまちづくり」が上位的回答となっています。



「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=499人)		知的障害 (回答者数=244人)		精神障害 (回答者数=115人)		手帳は持っていない (回答者数=47人)
第1位	バリアフリーのまちづくり	35.1	相談体制の充実	32.0	相談体制の充実	28.7	相談体制の充実
第2位	障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減	31.3	ケア付住宅やグループホームなどの住まいの場の確保	30.7	雇用の援助・就労の場の確保	26.1	バリアフリーのまちづくり 雇用の援助・就労の場の確保
第3位	外出・移動の支援	24.8	雇用の援助・就労の場の確保	29.9	障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減	22.6	保健・福祉・医療・教育の連携

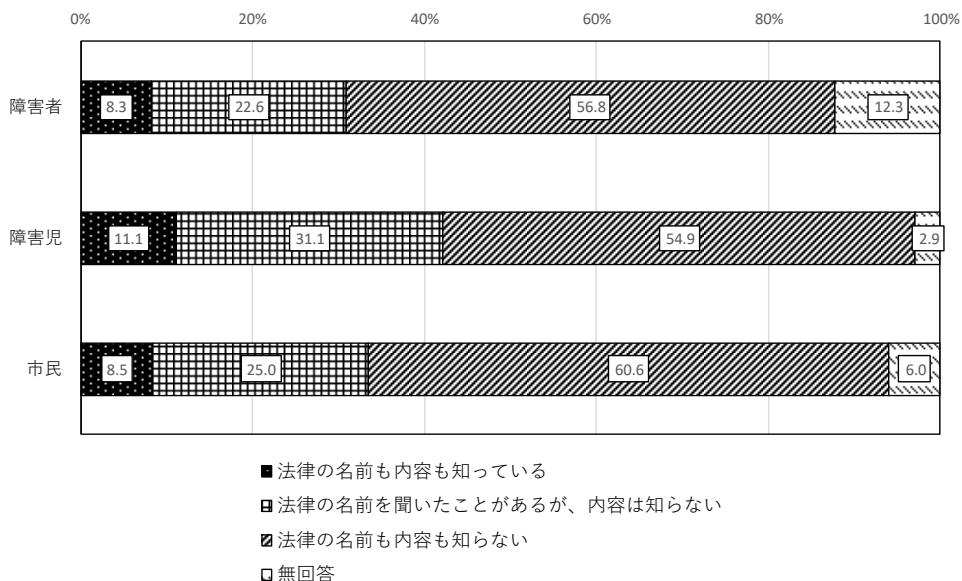
「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=94人)		知的障害 (回答者数=215人)		精神障害 (回答者数=16人)		手帳は持っていない (回答者数=71人)
第1位	障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減	51.1	雇用の援助・就労の場の確保	56.7	雇用の援助・就労の場の確保	81.3	雇用の援助・就労の場の確保
第2位	障害や難病のある子どもの療育、教育の充実	44.7	保健・福祉・医療・教育の連携	39.5	障害や難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実	37.5	障害や難病のある子どもの療育、教育の充実
第3位	保健・福祉・医療・教育の連携	41.5	障害や難病のある子どもの療育、教育の充実		障害や難病のある子どもの療育、教育の充実		保健・福祉・医療・教育の連携

■あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(択一回答)

➤ 「障害者差別解消法」を知っているかどうかについて、いずれの調査種別においても「法律の名前も内容も知らない」への回答が最も多く50%を超えています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問 54	障害児調査 (回答者数=350人)	問 49	市民調査 (回答者数=284人)	問 21
----------------------	------	----------------------	------	---------------------	------

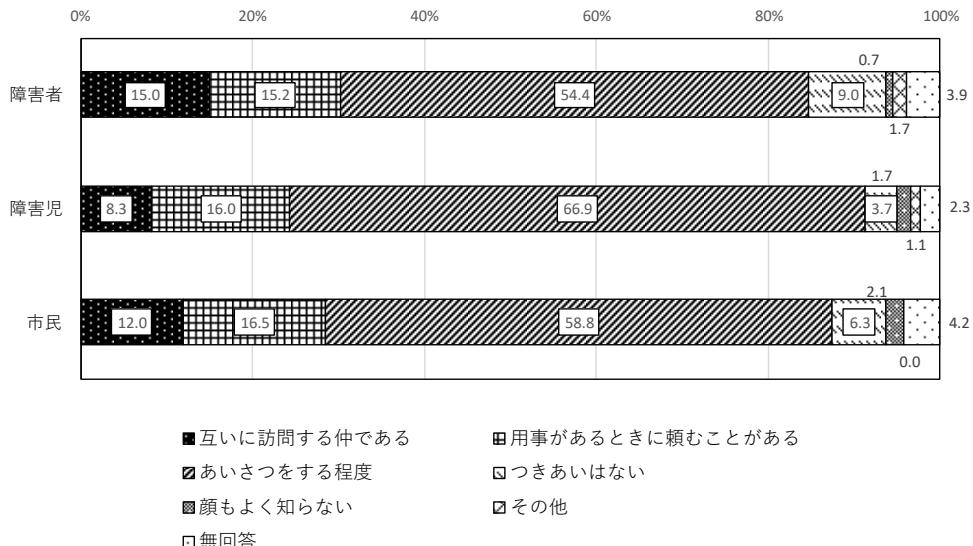
「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)					
	回答者数	法律の名前も内容も知っている	法律の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	法律の名前も内容も知らない	無回答
身体障害	499人	8.0	26.7	51.1	14.2
知的障害	244人	9.0	19.7	60.2	11.1
精神障害	115人	9.6	21.7	54.8	13.9
手帳は持っていない	47人	0.0	19.1	74.5	6.4

「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)					
	回答者数	法律の名前も内容も知っている	法律の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	法律の名前も内容も知らない	無回答
身体障害	94人	9.6	31.9	55.3	3.2
知的障害	215人	13.5	33.5	51.2	1.9
精神障害	16人	6.3	37.5	56.3	0.0
手帳は持っていない	71人	11.3	21.1	62.0	5.6

## 1. 理解と交流の促進

### ■ご近所と、どの程度おつきあいされていますか。(択一回答)

- ご近所とのおつきあいの程度について、いずれの調査種別においても「あいさつをする程度」への回答が最も多く50%を超えています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問16	障害児調査 (回答者数=350人)	問16	市民調査 (回答者数=284人)	問4
----------------------	-----	----------------------	-----	---------------------	----

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)

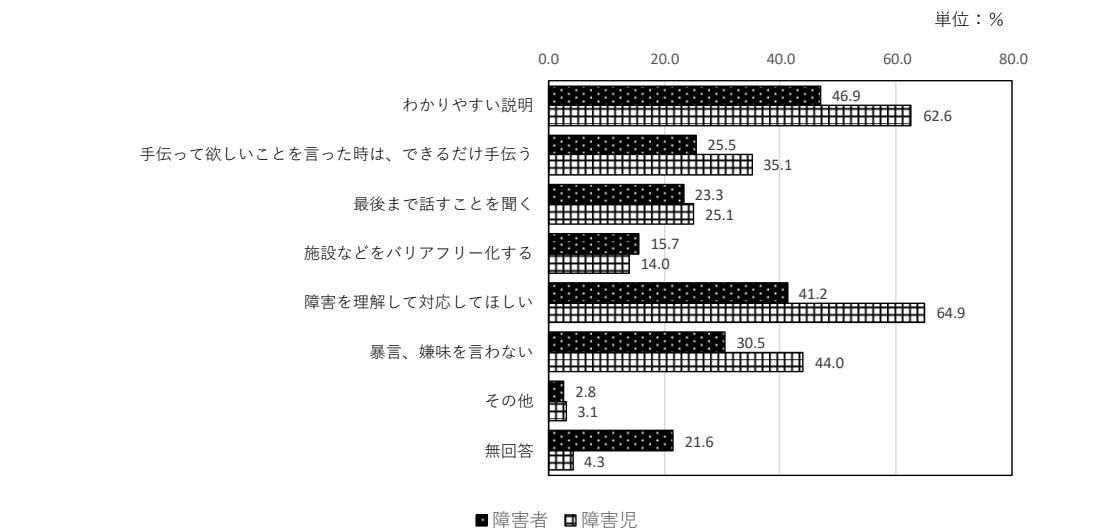
	回答者数	互いに訪問する仲である	用事があるときに頼むことがある	あいさつをする程度	つきあいはない	顔もよく知らない	その他	無回答
身体障害	499人	18.4	16.8	53.3	5.8	0.8	0.8	4.0
知的障害	244人	11.1	9.8	59.4	10.7	0.8	4.1	4.1
精神障害	115人	11.3	16.5	34.8	24.3	1.7	4.3	7.0
手帳は持っていない	47人	8.5	12.8	53.2	19.1	0.0	0.0	6.4

「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)

	回答者数	互いに訪問する仲である	用事があるときに頼むことがある	あいさつをする程度	つきあいはない	顔もよく知らない	その他	無回答
身体障害	94人	14.9	10.6	63.8	4.3	2.1	2.1	2.1
知的障害	215人	5.1	13.5	71.6	4.7	2.3	0.9	1.9
精神障害	16人	6.3	6.3	75.0	0.0	6.3	0.0	6.3
手帳は持っていない	71人	9.9	23.9	60.6	1.4	0.0	0.0	4.2

■必要な情報を理解しやすくするために、配慮すべき点はありますか。(複数回答)

- 必必要な情報を理解しやすくするために、配慮すべき点について、障害者調査では、「わかりやすい説明」への回答が最も多く、次いで「障害を理解して対応してほしい」「暴言、嫌味を言わない」が続いています。  
障害児調査では、「障害を理解して対応してほしい」「わかりやすい説明」「暴言、嫌味を言わない」への回答が多くなっています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問 52	障害児調査 (回答者数=350人)	問 47
----------------------	------	----------------------	------

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位：%)

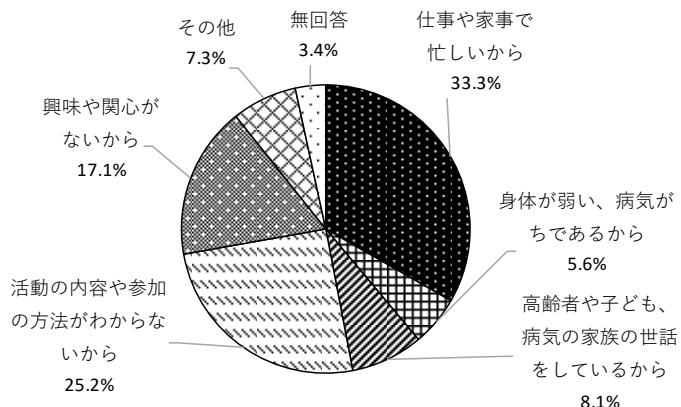
	身体障害 (回答者数=499人)	知的障害 (回答者数=244人)	精神障害 (回答者数=115人)	手帳は持っていない (回答者数=47人)
第1位	わかりやすい説明 42.7	わかりやすい説明 58.6	わかりやすい説明 47.8	わかりやすい説明 44.7
第2位	障害を理解して対応してほしい 39.3	障害を理解して対応してほしい 54.9	障害を理解して対応してほしい 46.1	手伝って欲しいことを言った時は、できるだけ手伝う 36.2
第3位	暴言、嫌味を言わない 26.5	暴言、嫌味を言わない 39.8	暴言、嫌味を言わない 32.2	最後まで話すこと聞く 34.0

「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位：%)

	身体障害 (回答者数=94人)	知的障害 (回答者数=215人)	精神障害 (回答者数=16人)	手帳は持っていない (回答者数=71人)
第1位	障害を理解して対応してほしい 64.9	障害を理解して対応してほしい 73.0	わかりやすい説明 87.5	わかりやすい説明 78.9
第2位	暴言、嫌味を言わない 41.5	わかりやすい説明 63.3	障害を理解して対応してほしい 68.8	障害を理解して対応してほしい 49.3
第3位	わかりやすい説明 36.2	暴言、嫌味を言わない 44.7	暴言、嫌味を言わない	暴言、嫌味を言わない 39.4

■ (ボランティア活動に参加したことがない人に対して) ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。(択一回答)

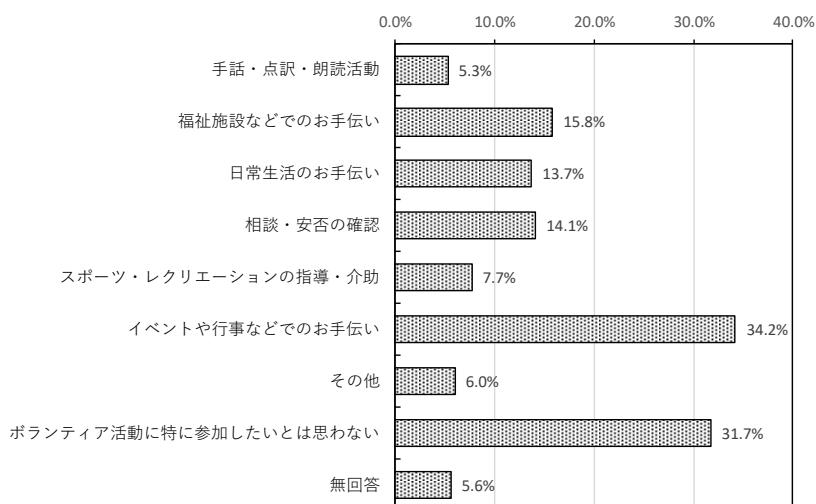
- 市民調査で、ボランティアに「参加したことがない」と回答された方は82.4%となっています。理由としては「仕事や家事で忙しいから」が最も多く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからない」となっています。



**市民調査**  
(回答者数=234人)      **問9**

■今後、障害のある人や難病の人に対する、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。(複数回答)

- 市民調査で、今後のボランティアへの参加意向をうかがったところ、「イベントや行事などでのお手伝い」への回答が最も多く、次いで「ボランティア活動に特に参加したいとは思わない」が続きます。



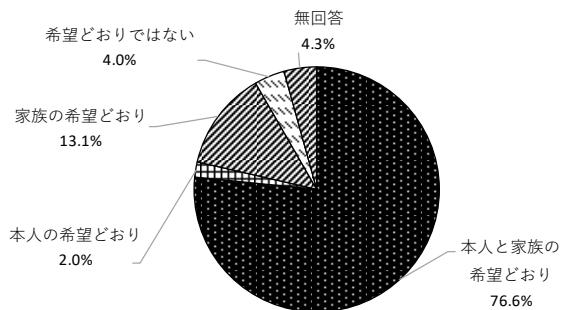
**市民調査**  
(回答者数=284人)      **問10**

## 2. 保健・医療の充実

## 3. 教育の充実

## ■通学、通園先は希望通りですか。(択一回答)

- 現在の通学、通園先について、いずれの障害種別でも「本人と家族の希望どおり」が最も多くなっています。



障害児調査 (回答者数=350人)	問 25
----------------------	------

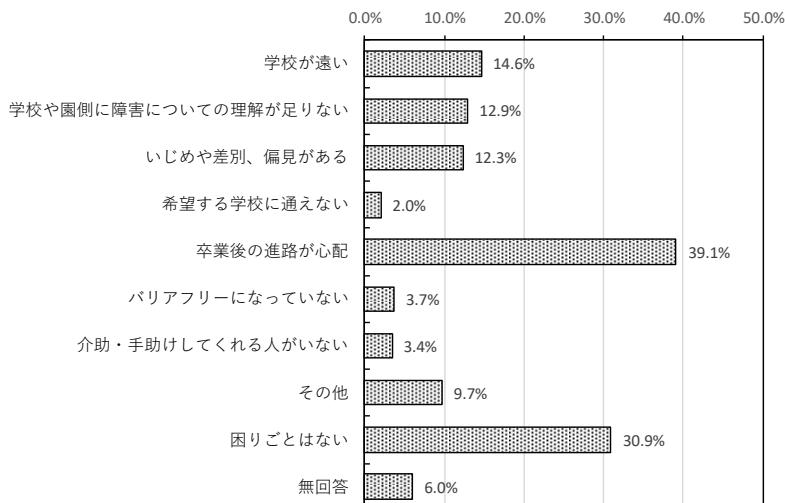
## 「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	回答者数	本人と家族の希望どおり	本人の希望どおり	家族の希望どおり	希望どおりではない	無回答
身体障害	94人	64.9	3.2	16.0	7.4	8.5
知的障害	215人	74.9	2.3	16.3	3.7	2.8
精神障害	16人	75.0	0.0	12.5	12.5	0.0
手帳は持っていない	71人	84.5	0.0	8.5	2.8	4.2

## ■学校や園に通う上で困っていることはありますか。(複数回答)

- 学校や園に通う上の困りごとは「卒業後の進路が心配」への回答が最も多く、次いで「困りごとはない」が続いています。

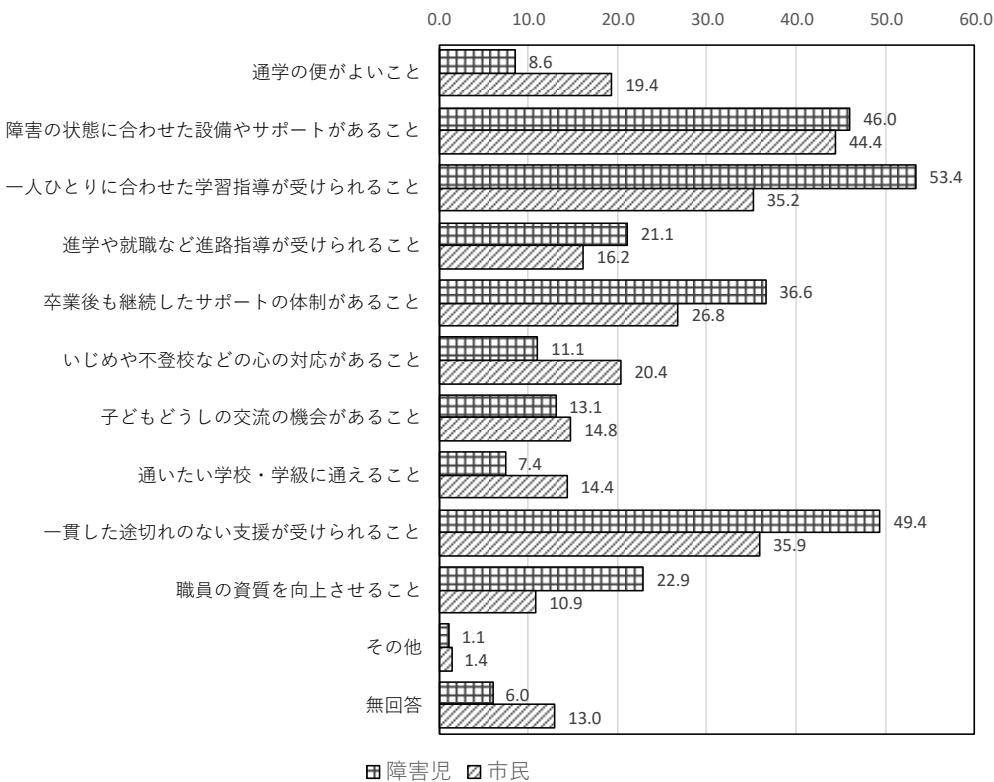


障害児調査 (回答者数=350人)	問 27
----------------------	------

■障害のある子どもの教育について、どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)

- 障害のある子どもの教育について、重要視されていることについては障害児調査では「一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること」への回答が最も多く、次いで「一貫した途切れのない支援が受けられること」「障害の状態に合わせた設備やサポートがあること」が続いています。

単位：%



■ 障害児 □ 市民

障害児調査 (回答者数=350人)	問30	市民調査 (回答者数=284人)	問15
----------------------	-----	---------------------	-----

「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

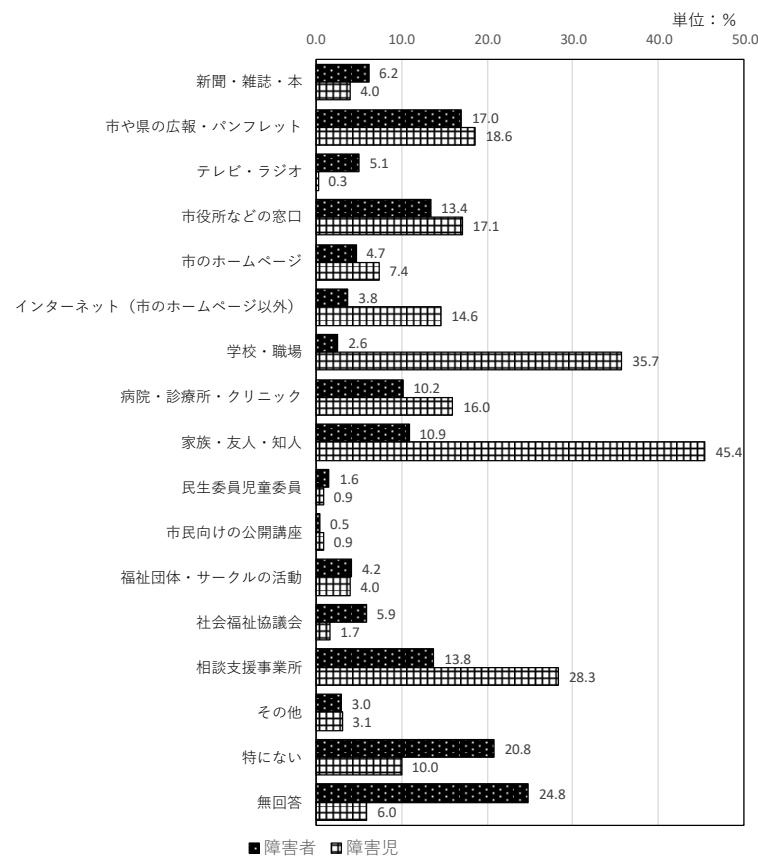
(単位：%)

	身体障害 (回答者数=94人)	知的障害 (回答者数=215人)	精神障害 (回答者数=16人)	手帳は持っていない (回答者数=71人)
第1位	障害の状態に合わせた設備やサポートがあること	59.6	一貫した途切れのない支援が受けられること	54.0
第2位	一貫した途切れのない支援が受けられること	53.2	一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること	52.6
第3位	一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること	40.4	障害の状態に合わせた設備やサポートがあること	48.8

#### 4. 生活環境の整備

##### ■福祉サービスに関する情報は、どこから入手していますか。(複数回答)

- 福祉サービスに関する情報の入手先については、障害者調査では「無回答」を除くと「特ない」への回答が最も多く、次いで「市や県の広報・パンフレット」となっています。  
障害児調査では、「家族・友人・知人」への回答が最も多く、次いで「学校・職場」「相談支援事業所」と続いています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問 38	障害児調査 (回答者数=350人)	問 33
----------------------	------	----------------------	------

## 「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位：%)

	身体障害 (回答者数=499人)		知的障害 (回答者数=244人)		精神障害 (回答者数=115人)		手帳は持っていない (回答者数=47人)	
第1位	無回答	24.8	相談支援事業所	30.3	特にない	22.6	無回答	46.8
第2位	市や県の広報・パンフレット	21.0	家族・友人・知人	20.5	病院・診療所・クリニック	21.7	特にない	31.9
第3位	特にない	19.0	特にない	16.8	無回答	20.9	市役所などの窓口	6.4

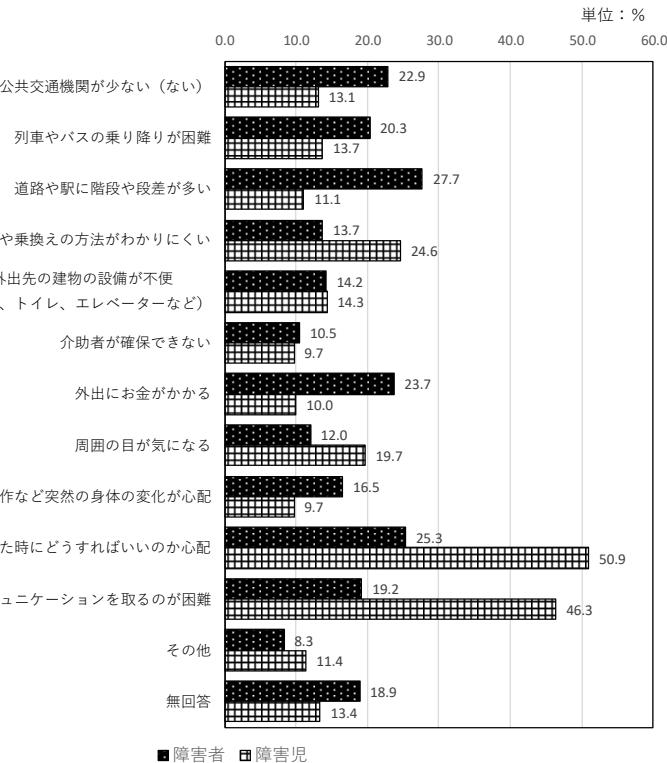
## 「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位：%)

	身体障害 (回答者数=94人)		知的障害 (回答者数=215人)		精神障害 (回答者数=16人)		手帳は持っていない (回答者数=71人)	
第1位	家族・友人・知人	41.5	家族・友人・知人	49.3	家族・友人・知人	50.0	学校・職場	45.1
第2位	学校・職場	30.9	学校・職場	38.1	市や県の広報・パンフレット	43.8	家族・友人・知人	43.7
第3位	相談支援事業所	24.5	相談支援事業所	35.3	市役所などの窓口	31.3	病院・診療所・クリニック	21.1

■外出について困ることは何ですか。(複数回答)

- 外出について困ることについては、障害者調査では、「道路や駅に階段や段差が多い」への回答が最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」「外出にお金がかかる」「公共交通機関が少ない(ない)」「列車やバスの乗り降りが困難」が続いています。  
 障害児調査では、「困った時にどうすればいいのか心配」への回答が最も多く、次いで「他の人とのコミュニケーションを取るのが困難」が続いています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問27	障害児調査 (回答者数=350人)	問23
----------------------	-----	----------------------	-----

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)

	身体障害 (回答者数=499人)	知的障害 (回答者数=244人)	精神障害 (回答者数=115人)	手帳は持っていない (回答者数=47人)
第1位	道路や駅に階段や段差が多い 38.3	困った時にどうすればいいのか心配 43.9	外出にお金がかかる 33.0	外出にお金がかかる 46.8
第2位	列車やバスの乗り降りが困難 26.9	他の人とのコミュニケーションを取るのが困難 39.3	困った時にどうすればいいのか心配 27.0	公共交通機関が少ない(ない) 27.7
第3位	公共交通機関が少ない(ない) 24.0	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい 25.4	公共交通機関が少ない(ない) 26.1	困った時にどうすればいいのか心配 23.4

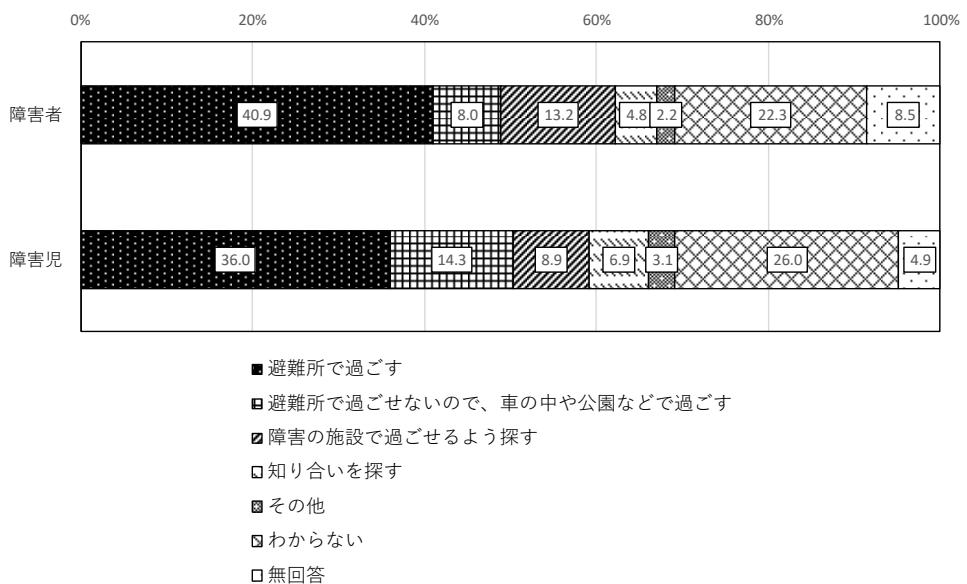
## 「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=94人)		知的障害 (回答者数=215人)		精神障害 (回答者数=16人)		手帳は持っていない (回答者数=71人)	
第1位	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	40.4	困った時にどうすればいいのか心配	56.3	困った時にどうすればいいのか心配	56.3	困った時にどうすればいいのか心配	45.1
第2位	困った時にどうすればいいのか心配	34.0	他の人とのコミュニケーションを取るのが困難	54.4	他の人とのコミュニケーションを取るのが困難	50.0	他の人とのコミュニケーションを取るのが困難	36.6
第3位	他の人とのコミュニケーションを取るのが困難	28.7	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	31.2	周囲の目が気になる	31.3	無回答	21.1

■災害時に自宅で過ごせなくなった場合、あなたはどのようにされますか。(択一回答)

- ▶ 災害時の自宅以外の生活場所については、障害者調査、障害児調査とともに、「避難所で過ごす」への回答が最も多くなっていますが、「避難所で過ごせないので、車の中や公園などで過ごす」「障害の施設で過ごせるよう探す」への回答も一定数あります。



障害者調査 (回答者数=811人)	問44	障害児調査 (回答者数=350人)	問39
----------------------	-----	----------------------	-----

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)

	回答者数	避難所で過ごす	避難所で過ごせないので、車の中や公園などで過ごす	障害の施設で過ごせるよう探す	知り合いを探す	その他	わからない	無回答
身体障害	499人	42.1	6.6	13.4	3.6	2.4	22.6	9.2
知的障害	244人	31.1	11.9	19.3	3.7	2.0	25.8	6.1
精神障害	115人	40.9	7.0	13.0	6.1	1.7	21.7	9.6
手帳は持っていない	47人	36.2	2.1	12.8	17.0	6.4	14.9	10.6

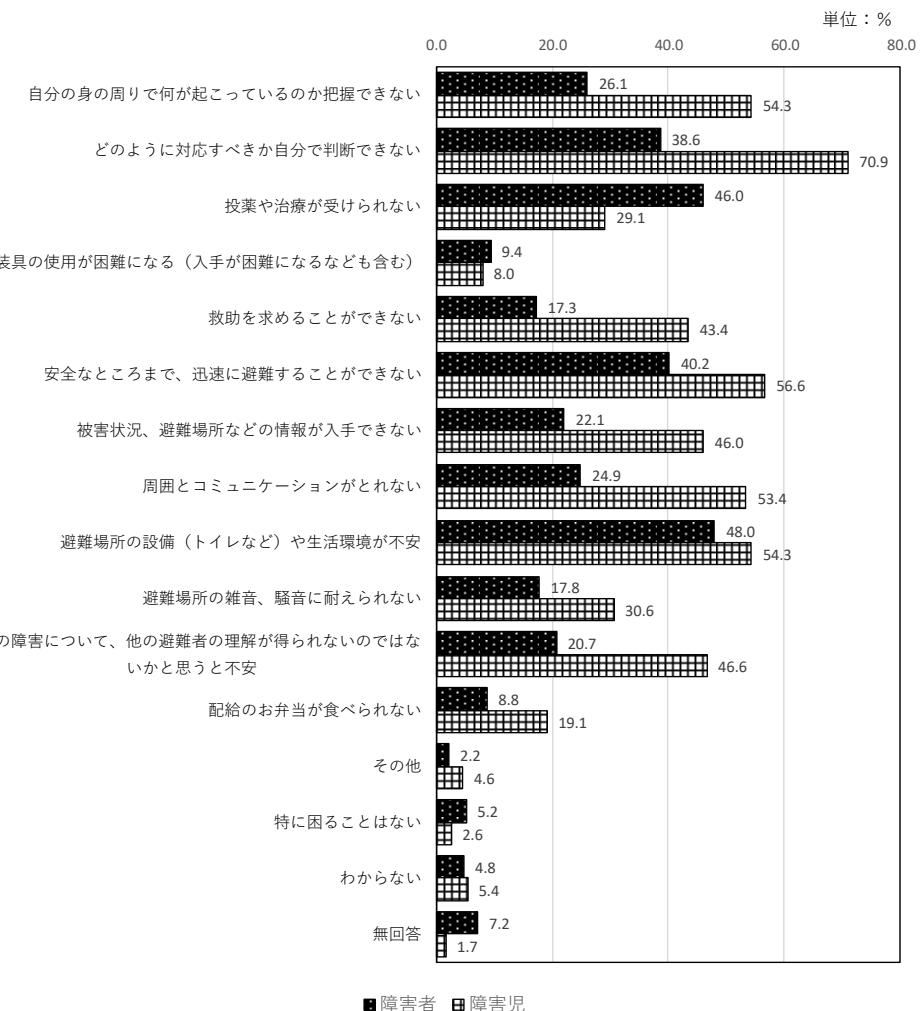
「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答 (単位 : %)

	回答者数	避難所で過ごす	避難所で過ごせないので、車の中や公園などで過ごす	障害の施設で過ごせるよう探す	知り合いを探す	その他	わからない	無回答
身体障害	94人	30.9	13.8	13.8	7.4	7.4	19.1	7.4
知的障害	215人	29.3	17.7	12.1	4.2	3.7	28.8	4.2
精神障害	16人	18.8	18.8	0.0	0.0	6.3	50.0	6.3
手帳は持っていない	71人	52.1	8.5	2.8	12.7	0.0	22.5	1.4

■地震などの災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか。

(複数回答)

- 災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことについて、障害者調査では、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」への回答が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が続いています。障害児調査では、「どのように対応すべきか自分で判断できない」への回答が最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」「自分の身の周りで何が起こっているのか把握できない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「周囲とコミュニケーションがとれない」が続いています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問45	障害児調査 (回答者数=350人)	問40
----------------------	-----	----------------------	-----

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=499人)		知的障害 (回答者数=244人)		精神障害 (回答者数=115人)		手帳は持っていない (回答者数=47人)	
第1位	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	51.7	どのように対応すべきか自分で判断できない	70.9	投薬や治療が受けられない	52.2	投薬や治療が受けられない	48.9
第2位	投薬や治療が受けられない	49.1	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	50.0	どのように対応すべきか自分で判断できない	38.3	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	46.8
第3位	安全なところまで、迅速に避難することができない	44.7	周囲とコミュニケーションがとれない	48.8	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	37.4	自分の身の周りで何が起こっているのか把握できない	25.5

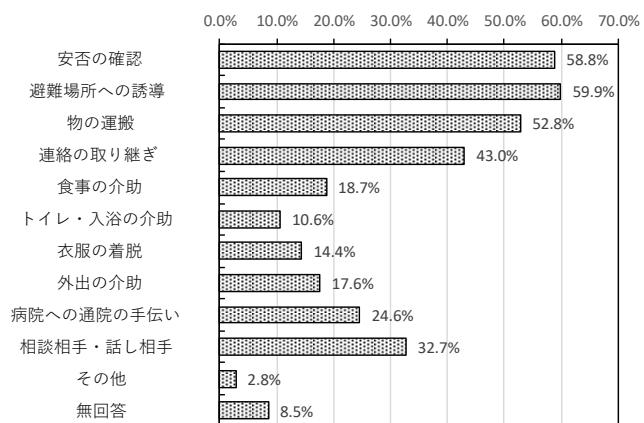
「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=94人)		知的障害 (回答者数=215人)		精神障害 (回答者数=16人)		手帳は持っていない (回答者数=71人)	
第1位	安全なところまで、迅速に避難することができない	62.8	どのように対応すべきか自分で判断できない	79.5	どのように対応すべきか自分で判断できない	75.0	どのように対応すべきか自分で判断できない	64.8
第2位	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	55.3	安全なところまで、迅速に避難することができない	67.0	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	62.5	周囲とコミュニケーションがとれない	42.3
第3位	どのように対応すべきか自分で判断できない	53.2	周囲とコミュニケーションがとれない	62.3	自分の身の周りで何が起こっているのか把握できない	56.3	避難場所の設備 (トイレなど)や生活環境が不安	40.8

■災害時に、障害のある人や難病の人に対してどのようなことができますか。(複数回答)

- 「避難場所への誘導」への回答が最も多く、次いで「安否の確認」「物の運搬」「連絡の取り次ぎ」が続いています。



市民調査  
(回答者数=284人)

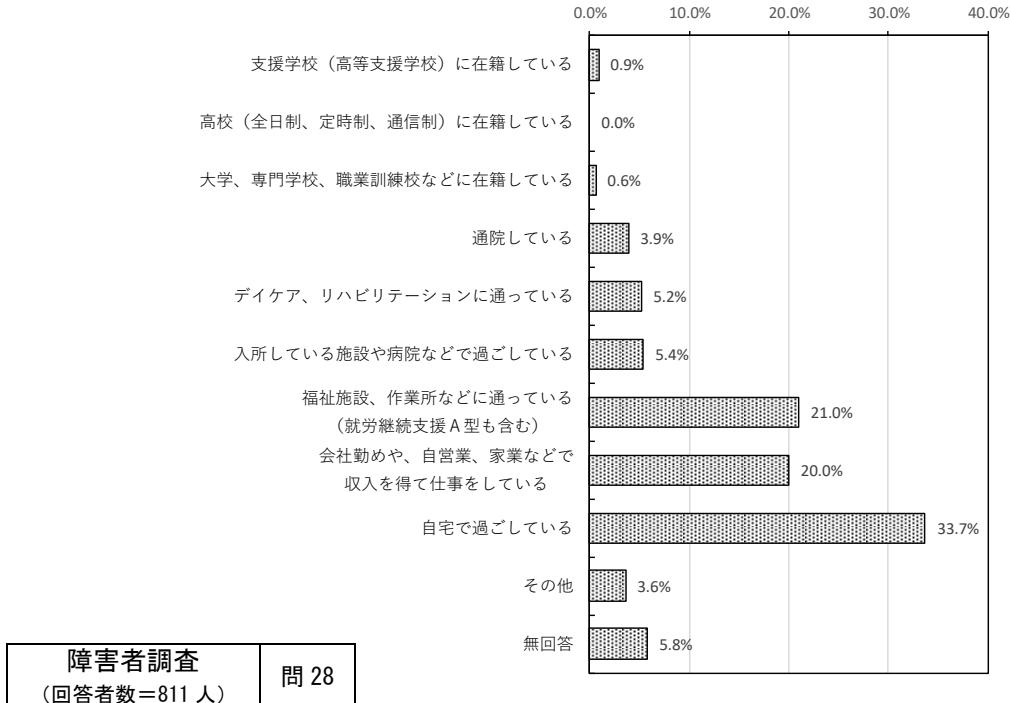
問 17

## 5. 雇用・就労の促進

### 就労の状況について

■平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(択一回答)

- 「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている（一般就労をしている）」と回答した人は 20.0% となっています。



「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

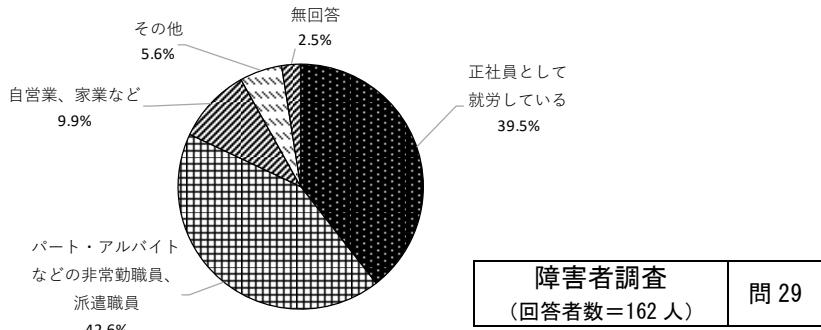
(単位：%)

	回答者数	支援学校 (高等支援 学校)に在 籍してい る	高校（全 日制、定時制、 通信制）に 在籍してい る	大学、専門 学校、職業 訓練校など に在籍して いる	通院してい る	デイケア、 リハビリテ ーションに 通ってい る	入所してい る施設や病 院などで過 ごしてい る
身体障害	499人	0.0	0.0	0.4	5.8	7.6	4.6
知的障害	244人	2.9	0.0	0.4	0.8	3.7	7.0
精神障害	115人	0.9	0.0	0.9	4.3	4.3	9.6
手帳は持っていない	47人	0.0	0.0	2.1	2.1	2.1	17.0

	回答者数	福祉施設、 作業所など に通ってい る（就労継 続支援A型 も含む）	会社勤め や、自営業、 家業などで 収入を得て 仕事をして いる	自宅で過 ごしてい る	その他	無回答
身体障害	499人	9.4	16.6	43.9	4.8	6.8
知的障害	244人	45.1	23.4	12.7	1.2	2.9
精神障害	115人	41.7	6.1	20.9	3.5	7.8
手帳は持っていない	47人	6.4	25.5	31.9	2.1	10.6

■ (一般就労をしている人に対して) どのような勤務形態で働いていますか。(択一回答)

- 一般就労している方の勤務形態についてうかがうと、「正社員として就労している」が 39.5%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 42.6%となっています。



「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

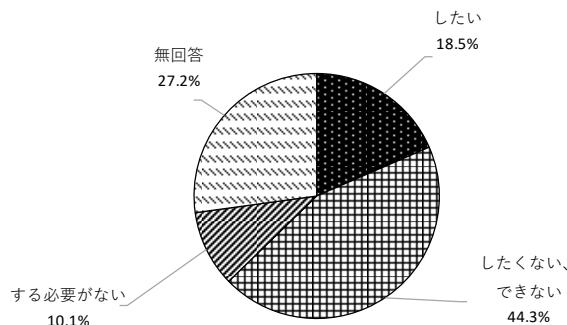
(単位 : %)

	回答者数	正社員として就労している	パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員	自営業、家業など	その他	無回答
身体障害	83人	41.0	31.3	19.3	4.8	3.6
知的障害	57人	28.1	61.4	0.0	7.0	3.5
精神障害	7人	28.6	71.4	0.0	0.0	0.0
手帳は持っていない	12人	83.3	8.3	0.0	8.3	0.0

■ (一般就労をしていない人に対して) 今後、一般就労をしたいと思いますか。

(択一回答)

- 一般就労をしていない方に対し、一般就労への意向についてうかがうと、「(一般就労を) したい」が 18.5%、「したくない、できない」が 44.3%、「する必要がない」が 10.1%となっています。



「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

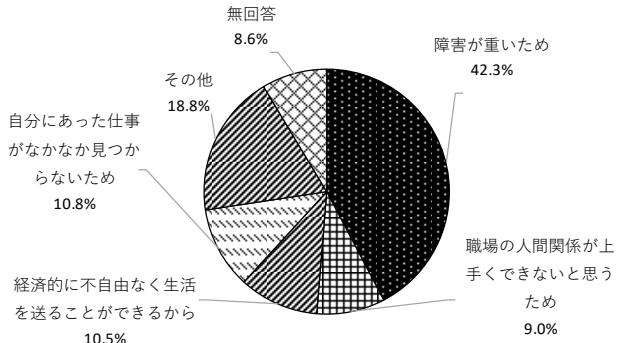
(単位 : %)

	回答者数	したい	したくない、できない	する必要がない	無回答
身体障害	380人	10.5	42.6	12.6	34.2
知的障害	178人	24.7	56.2	4.5	14.6
精神障害	98人	34.7	44.9	6.1	14.3
手帳は持っていない	35人	28.6	37.1	11.4	22.9

■ (一般就労をしたくない、できない、する必要がないと回答した人に対して)

働かない、働けない理由は何ですか。(択一回答)

- 「一般就労できない、する必要がない」と回答した方に対し、働かない、働けない理由についてうかがうと、「障害が重いため」が42.3%と最も多くなっています。



障害者調査  
(回答者数=324人) 問31

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

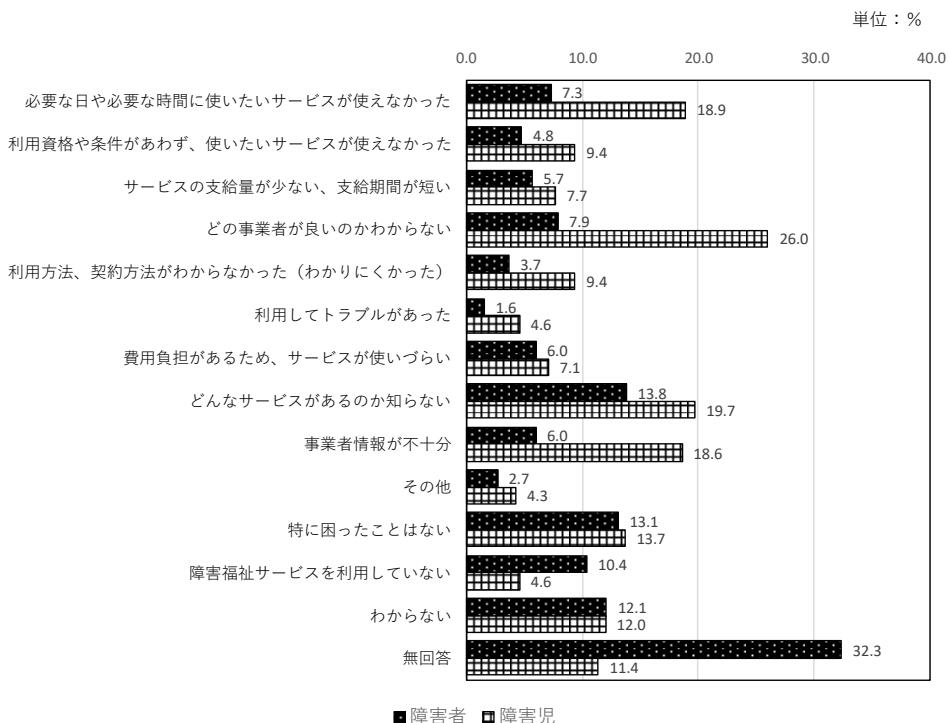
(単位 : %)

	回答者数	障害が重いため	職場の人間関係が上手くできないと思うため	経済的に不自由なく生活を送ることができるとができるから	自分にあつた仕事がなかなか見つからないため	その他	無回答
身体障害	210人	44.8	2.4	11.4	10.0	24.8	6.7
知的障害	108人	59.3	16.7	0.0	8.3	4.6	11.1
精神障害	50人	34.0	12.0	16.0	10.0	22.0	6.0
手帳は持っていない	17人	41.2	17.6	11.8	11.8	5.9	11.8

## 6. 生活支援の充実

### ■障害福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありますか。(複数回答)

- 障害福祉サービスを利用する際の困ったことについて、障害者調査では、「無回答」を除くと「どんなサービスがあるのか知らない」への回答が最も多く、次いで「特に困ったことはない」「わからない」が続いています。  
障害児調査では、「どの事業者が良いのかわからない」への回答が最も多く、次いで「どんなサービスがあるのか知らない」「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」「事業者情報が不十分」が続いています。



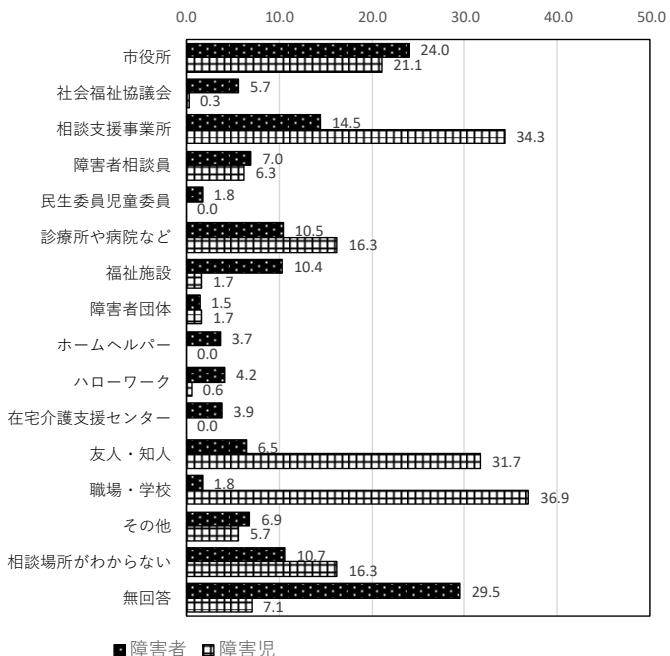
障害者調査 (回答者数=811人)	問37	障害児調査 (回答者数=350人)	問32
----------------------	-----	----------------------	-----

■障害福祉サービスや就労などの障害福祉についてどこに（誰に）相談していますか。

(複数回答)

- 障害福祉サービスや就労などの相談先について、障害者調査では、「無回答」を除くと「市役所」への回答が最も多く、次いで「相談支援事業所」が続いています。障害児調査では、「職場・学校」への回答が最も多く、次いで「相談支援事業所」「友人・知人」が続いています。

単位：%



■障害者 □障害児

障害者調査 (回答者数=811人)	問39	障害児調査 (回答者数=350人)	問34
----------------------	-----	----------------------	-----

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位：%)

	身体障害 (回答者数=499人)	知的障害 (回答者数=244人)	精神障害 (回答者数=115人)	手帳は持っていない (回答者数=47人)
第1位	無回答	31.1	相談支援事業所	35.2
第2位	市役所	26.7	市役所	27.9
第3位	相談場所がわからぬ	11.6	福祉施設	19.7

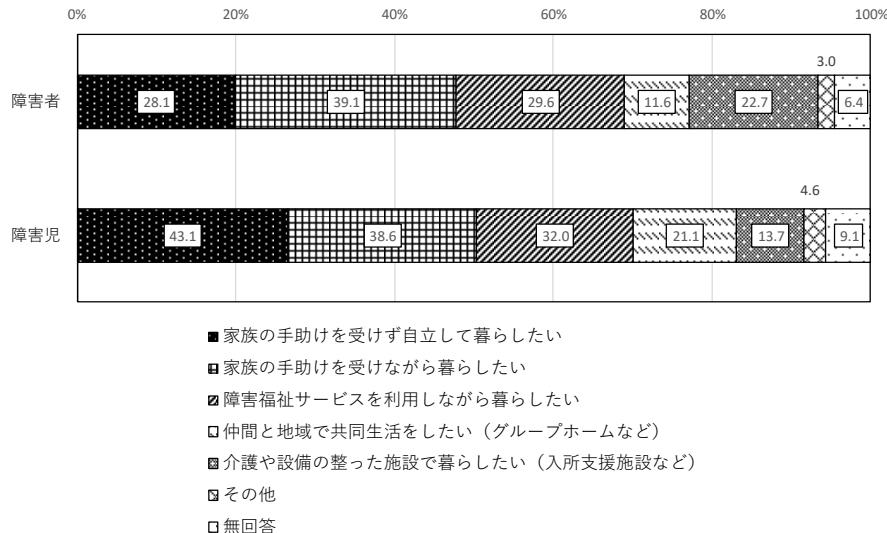
「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位：%)

	身体障害 (回答者数=94人)	知的障害 (回答者数=215人)	精神障害 (回答者数=16人)	手帳は持っていない (回答者数=71人)
第1位	職場・学校	28.7	相談支援事業所	43.7
第2位	相談支援事業所	27.7	職場・学校	41.9
第3位	市役所	24.5	友人・知人	39.1

■将来どのように暮らしたいと思いますか。(複数回答)

- 将來の暮らし方について、障害者調査では、「家族の手助けを受けながら暮らしたい」への回答が 39.1%と最も多くなっています。  
障害児調査では、「家族の手助けを受けず自立して暮らしたい」への回答が 43.1%と最も多くなっています。



障害者調査 (回答者数=811人)	問 20	障害児調査 (回答者数=350人)	問 20
----------------------	------	----------------------	------

「障害者調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=499人)	知的障害 (回答者数=244人)	精神障害 (回答者数=115人)	手帳は持っていない (回答者数=47人)
第1位	家族の手助けを受けながら暮らしたい	42.3	家族の手助けを受けながら暮らしたい	38.5
第2位	障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい	30.3	障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい	34.4
第3位	家族の手助けを受けず自立して暮らしたい	27.5	介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所支援施設など)	26.6

「障害児調査」の障害種別ごとの上位回答

(単位 : %)

	身体障害 (回答者数=94人)	知的障害 (回答者数=215人)	精神障害 (回答者数=16人)	手帳は持っていない (回答者数=71人)
第1位	家族の手助けを受けながら暮らしたい	38.3	障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい	41.9
第2位	障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい	35.1	家族の手助けを受けながら暮らしたい	40.5
第3位	家族の手助けを受けず自立して暮らしたい	34.0	家族の手助けを受けず自立して暮らしたい	32.6

# V 計画の推進にあたって

基本理念である「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」を実現するためには、行政を中心として、市民、関係団体や事業者など四日市市にかかわるすべての人が一体となって取り組むことが必要です。

障害についての理解や社会的関心を高めていくとともに、各主体がそれぞれの役割を果たしながら協働のもとで計画を推進するため、障害のある人が参画する四日市市障害者施策推進協議会を核として、庁内関係各課及び関係機関とのより一層の連携強化を図るとともに、四日市市総合計画を踏まえ、施策の効果的かつ総合的な推進体制を整備していきます。

## (1) 市民参加の推進

- ① 四日市市障害者施策推進協議会をはじめとして、障害のある人が政策の決定や計画の推進にかかわることのできる機会の充実に努めます。
- ② 計画の推進における市民、障害者団体、地域、企業等の参加を得るために、障害者施策に関する情報提供や広報の充実による意識啓発に努めます。

## (2) 協働・連携体制の整備

- ① 行政においては、広範にわたる障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、全府的な取り組み体制を強化します。
- ② 四日市市障害者施策推進協議会を核として、市内5箇所の委託相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関、庁内関係部署間の連絡調整を密にし、連携による取り組みの推進を図ります。
- ③ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会及び同協議会部会の活動を通じて、障害福祉サービス事業所間などの連携を密にし、ケースや地域課題等の共有化を促します。
- ④ 国、三重県等との連携を十分に図りながら施策の実現に努めるとともに、制度の改正等に際しては、地方の意見を取り入れるよう国、三重県等に要請していきます。

## (3) 計画の進行管理

- ① 四日市市障害者施策推進協議会において計画の進捗状況を定期的に点検、評価し、毎年度の事業化にその意見を反映させます。

## ○策定経過

---

年月日	協議会等	協議事項等
平成 29 年 6 月 27 日	第 1 回障害者施策 推進協議会	① 第 4 次四日市市障害者計画策定に向けたアンケート実施についての協議
平成 29 年 8 月 21 日	第 2 回障害者施策 推進協議会	① 第 3 次四日市市障害者計画の進捗状況の確認 ② 第 4 次四日市市障害者計画策定に向けたアンケートと今後のスケジュールについての協議
平成 29 年 11 月 6 日	第 3 回障害者施策 推進協議会	① 第 3 次四日市市障害者計画の進捗状況の協議
平成 29 年 12 月 4 日 ～ 平成 30 年 1 月 10 日	アンケート調査	障害者調査、障害児調査、市民調査、 事業所調査
平成 30 年 1 月 29 日	第 4 回障害者施策 推進協議会	① アンケート調査の概要報告
平成 30 年 7 月 23 日	第 1 回障害者施策 推進協議会	① 第 3 次四日市市障害者計画の進捗状況の確認・協議 ② アンケート調査結果の報告 ③ 第 4 次四日市市障害者計画策定にかかるヒアリングについての協議
平成 30 年 10 月 5 日	第 2 回障害者施策 推進協議会	① 第 4 次四日市市障害者計画の骨子案等についての協議
平成 30 年 11 月 16 日	第 3 回障害者施策 推進協議会	① 第 4 次四日市市障害者計画の素案についての協議
平成 30 年 12 月 25 日 ～ 平成 31 年 1 月 24 日	パブリックコメント	
平成 31 年 2 月 4 日	第 4 回障害者施策 推進協議会	① パブリックコメントの結果報告 ② 第 4 次四日市市障害者計画の策定についての協議

# 〇四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例

平成 30 年 7 月 4 日 条例第 32 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 身近で誰もが相談しやすい仕組み（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 差別事案を解決するための仕組み（第 8 条—第 14 条）

第 4 章 合理的配慮を推進する仕組み（第 15 条—第 24 条）

第 5 章 補則（第 25 条・第 26 条）

### 附則

私たちのまち四日市市では、平成 4 年 1 月に「人権尊重都市」を宣言し、平成 9 年 6 月には、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」を制定し、障害を理由とする差別を含むあらゆる差別をなくすため、さまざまな取り組みを進めてきました。

市民や事業者の皆さんと共に一歩一歩着実にその歩みを積み重ねてきましたが、それでもなお障害者にとっては、障害に対する理解の不足や偏見により差別を受けたり、障害への配慮が十分ではない仕組みや慣習などにより、日常生活のさまざまな場面において、生きにくさや困難さを感じる状況に置かれることが依然としてあります。

こうした状況の中、今、私たちに求められていることは、障害を理由とする差別をなくすためにこれまで歩んできた歴史や思いを継承し、私たち一人ひとりが障害に対する理解を深め、共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別を決してしないこと、そして、障害を理由とする差別をなくす取り組みをこれまで以上に広げていかなければなりません。このような取り組みが日常的に広く行われるようになることによって、お互いを大切にし合う心が行き渡り、私たちのまちは、より活力あるものとなります。

ここに、私たちみんなで、障害を理由とする差別を将来にわたって禁止し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる、すべての人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を着実につくり、将来に引き継いでいくことを決意し、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的配慮 障害者が、障害のない人と平等に全ての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害者にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことをいう。
- (5) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者、本市の区域内に存する学校に通学する者及び本市に滞在する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本として図られなければならない。

- (1) 四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例（平成9年四日市市条例第26号）の趣旨にのっとり、すべての障害者が障害を理由として差別を受けず、人として尊重されることを旨として行わなければならない。
- (2) 障害者に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならない。
- (3) 社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障害の有無にかかわらず平等を基本として、明るく住みよい人権尊重都市四日市市を実現しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、四日市市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）において、障害を理由とする差別を解消するための施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、障害及び障害者に対する市民の関心及び理解を深めるため、障害理解に関する研修の実施その他必要な啓発活動を行うものとする。
- 3 市は、合理的配慮の取組について積極的に障害者の意見を聴き、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、調査及び研究を行うものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、障害及び障害者に対する知識及び理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する取組の普及及び啓発を、市と協力して行うよう努めるものとする。

- 2 市民等及び事業者は、障害を理由とする差別（疑いがある場合も含む。）に関する事案を発見したときは、市に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、障害の特性に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障害者が利用しやすいサービスの提供及び障害者の雇用の安定を図るための環境整備を図るよう努めるものとする。

## 第2章 身近で誰もが相談しやすい仕組み

(身近で誰もが相談しやすい体制の整備)

第6条 市は、障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において相談ができるよう、必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 市は、前項の相談体制に関し、市民の関心及び理解を深めるとともに、相談を必要とする者に十分に利用されるようにするため、分かりやすく周知するものとする。

(障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保及び充実)

第7条 市は、意思疎通について支援が必要な障害者が円滑に相談することができるよう、個々の障害の特性に応じた点字、手話その他の適切な方法により、意思疎通の手段の確保のための配慮を行うものとする。

- 2 市は、障害者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他コミュニケーション手段の確保及び充実を図るものとする。

## 第3章 差別事案を解決するための仕組み

(相談)

第8条 何人も、市に対し、障害を理由とする差別（疑いがある場合も含む。）に関する相談又は情報の提供をすることができる。

- 2 市は、前項の相談又は情報の提供を受けたときは、次に掲げる対応を行うことができる。
  - (1) 関係者への事実確認
  - (2) 専門的知見を活用した情報提供及び助言
  - (3) 関係行政機関の紹介
  - (4) 関係行政機関への通告、通報その他の通知
  - (5) 次条に規定するあっせんの申立ての支援

(あっせんの申立て)

第9条 障害者は、市長に対し、当該障害を理由とする差別に関する事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申立てることができる。

2 障害者の家族その他の関係者は、当該障害者に代わって、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

3 あっせんの申立ては、前条第2項に基づく対応の終了後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の申立てでは、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができる。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかつたことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(調査)

第10条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項の相談又は情報の提供に係る事案が同条第2項第1号により事実確認された場合において、特に緊急を要し、前項のあっせんの申立てを待ついとまがないときは、市長は、直ちに、当該事案に係る事実について調査を行うものとする。

3 前2項の場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あっせん)

第11条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、あっせんを行うことが適当でないと認める場合を除き、四日市市障害者差別解消支援地域協議会に対し、あっせんを行うよう求めるものとする。

2 四日市市障害者差別解消支援地域協議会は、前項のあっせんのために必要があると認めるときは、当該あっせんに係る障害者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第12条 四日市市障害者差別解消支援地域協議会は、市長に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 四日市市障害者差別解消支援地域協議会が前条第1項の規定によるあっせんを行った場合において、正当な理由なくあっせん案を受諾しなかった者

(2) 四日市市障害者差別解消支援地域協議会が前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明をし、若しくは資料を提出した者

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(四日市市障害者差別解消支援地域協議会)

第14条 第11条第1項の規定による求めに応じてあっせんを行うほか、次に掲げる事務を行うため、四日市市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、市長に意見を述べること。

(2) その他障害を理由とする差別を解消するために必要な事務を行うこと。

2 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 障害者又はその家族

- (2) 学識経験者
- (3) 保育、教育関係者
- (4) 医療、介護関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 事業所関係者
- (7) 地域の代表者
- (8) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第4章 合理的配慮を推進する仕組み

##### (保育、教育に関する合理的配慮)

第15条 市は、障害のある子供が障害のない子供と共に生き、共に育ち合うことを基本として、障害のある子供が保育及び教育を受けることができるよう、環境の整備に努めるものとする。

2 市は、子供たちに対し、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害者に対する差別をなくすため、保育士及び教職員に対し、障害及び障害者に対する理解並びに障害者及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。

3 市は、特別支援学校と保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校等との連携及び調整を図り、障害のある子供の保護者に対し、就学に関する十分な情報の提供及び相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばして自立を図り、社会参加することができるよう特別支援教育を推進するとともに、その目的や内容を市民に分かりやすく周知するものとする。

##### (医療、介護に関する合理的配慮)

第16条 市は、障害者が安心して医療及び介護を受けることができるよう、福祉、保健、医療その他の関係者と連携し、支援に努めるものとする。

2 市は、障害者が医療又は介護のため緊急を要する事態が発生したときは、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 医療及び介護に関係する事業者は、障害者が安心して診療及び介護サービスを受けることができるよう、障害の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

##### (福祉、住まいに関する合理的配慮)

第17条 市は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供体制の確保及び情報提供に努めるものとする。

2 福祉サービスを提供する事業者は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の意思決定への支援、障害の特性に応じた福祉サービスの提供、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

3 市は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるよう、市営住宅においては障害者にとって必要な住戸の確保、民間共同住宅においては不動産事業者等と協力して、その賃借が円滑に行われるための必要な支援に努めるものとする。

##### (交通、公共施設に関する合理的配慮)

第18条 公共交通事業者は、障害者が公共交通機関を円滑に利用できるようにするために、乗降の支援、乗降をしやすくする対策の推進、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

2 市は、公共施設の整備及び管理にあたっては、障害者が円滑に利用できるようにするために、障害の特性に応じた案内、誘導その他必要な環境の整備を行うよう努めるものとする。

##### (雇用に関する合理的配慮)

第19条 事業者は、国、県、市その他関係機関と連携して、障害者の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施並びに障害者が働きやすい環境整備に努めるものとする。

2 市は、障害者がその希望と適性に応じた就労を行うことができるよう、事業者、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。

(情報、コミュニケーションに関する合理的配慮)

第20条 市民等及び事業者は、障害者との意思疎通にあたっては、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いるよう努めなければならない。

2 市は、障害者自らが、日常生活又は社会生活を営むうえで必要な情報の取得及び意思疎通を行うことができるよう、訓練その他必要な支援を行うものとする。

(防災に関する合理的配慮)

第21条 市は、災害時に障害者がその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な手段による情報提供を行うよう努めるものとする。

2 市は、地域住民が、災害時における避難にあたり支援を要する障害者に対し、声掛け、避難所への同行その他の支援を行うことができる関係を地域社会において築く取組を推進するよう努めるものとする。

3 市は、避難所において障害者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障害者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障害の特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

(スポーツに関する合理的配慮)

第22条 市は、障害者が障害のない人と共にスポーツを自主的かつ積極的に行うことができるよう、障害者にとって必要な支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。

(合理的配慮の提供に係る普及啓発)

第23条 市は、市民等及び事業者の行う合理的配慮の提供に関する取組が促進するよう、合理的配慮の取組事例に関する情報の収集、整理、提供及び普及啓発を行うものとする。

(表彰)

第24条 市長は、積極的な合理的配慮の提供に特に貢献したと認められるもののほか、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

第5章 補則

(条例の見直し)

第25条 市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

# ○障害者施策推進協議会要綱

---

制定 昭和 57 年 8 月 27 日 告示第 113 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の社会への「完全参加と平等」という基本理念への実現に向けて、関係機関が緊密な連携のもとに協議し、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、四日市市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企業等雇用関係団体の代表者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) 教育福祉施設の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員

## (委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置き、市職員の中から市長が指名する職員をもって充てる。

2 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査研究するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員、幹事及び関係者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する事務を処理する。
- 4 部会長は、会長から付託された事項について、会議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

（一部改正〔平成17年告示103号〕）

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

（一部改正〔平成24年告示208号〕）

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（一部改正〔平成17年告示103号〕）

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日告示第107号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日告示第65号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月16日告示第198号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成17年2月4日告示第103号）

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成24年4月17日告示第208号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年5月16日告示第316号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

## ○障害者施策推進協議会委員名簿

区分	役職	氏名
(1) 企業等雇用団体	四日市商工会議所総務部長	山下 項士
(2) 障害者団体の代表者	四日市市身体障害者団体連合会名誉会長	山本 征雄
	四日市市身体障害者団体連合会副会長兼事務局長	黒宮 弘子
	四日市市身体障害者団体連合会理事	畠ヶ山 栄三
	四日市市手をつなぐ育成会会长	青戸 勝美
	四日市市手をつなぐ育成会副会長	上川 かづみ
	四日市市手をつなぐ育成会副会長	水谷 泉
	四日市市精神保健福祉会会长	川北 秀成
(3) 社会福祉団体の代表者	四日市市精神保健福祉会	小林 美保子
	四日市市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	服部 司
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会	高井 俊夫
(4) 教育福祉施設の代表者	障害者相談支援センターゾシオ管理者	下方 宏明
	三重県立特別支援学校北勢きらら学園	武藤 崇史
	三重県立特別支援学校西日野にじ学園	藤井 和人
(5) 学識経験者	社会福祉法人四日市福祉会理事長	柏木 三穂
	四日市大学副学長兼総合政策部教授	松井 真理子
	三重県北勢児童相談所	前田 晃秀
(6) 関係行政機関の職員	四日市公共職業安定所長	平松 保幸
	四日市市教育委員会教育監	廣瀬 琢也
(7) 市の職員	四日市市健康福祉部長	辻 和治

※任期 平成30(2018)年7月23日～2019年12月31日

## ○障害者施策推進協議会幹事名簿

区分	役職
危機管理監	危機管理室長
総務部	人事課長
	職員研修所長
	人権・同和政策課長
市民文化部	市民生活課長
こども未来部	こども未来課長
	こども保健福祉課長
	こども発達支援課長
	児童発達支援センターあけぼの学園長
	保育幼稚園課長
シティプロモーション部	広報マーケティング課長
商工農水部	商工課長
都市整備部	都市計画課長
	建築指導課長
	道路整備課長
	市営住宅課長
教育委員会	学校教育課長
	社会教育課長
	教育支援課長
健康福祉部	社会福祉事務所長
	健康福祉課長
	介護・高齢福祉課長
	障害福祉課長
	健康づくり課長
	保健予防課長
社会福祉協議会	福祉支援課長

## ○用語解説

---

あ行

### アクセシビリティ

高齢者・障害のある人を含む誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

### 医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。平成 24 (2012) 年 4 月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件のもとにたんの吸引等の医療的ケアができる制度が開始された。

### インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第 24 条）に基づく理念である。

### NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。平成 10 (1998) 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

### エンパワメント

個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

か行

### 権利擁護

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない場合に、財産侵害や不当な金銭消費貸借契約の締結、虐待などの不利益を被らないように、本人の自己決定権を尊重しながら、様々な権利が侵されないよう保護すること。

### 合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と平等にすべての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁（バリア）を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害のある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うこと。

## さ行

### CLM（チェック・リスト・in 三重）

保育園、幼稚園、こども園に通う気になる子の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するため、三重県立子ども心身発達医療センターが開発したアセスメントツール。

### 失語症・失語症会話パートナー

失語症とは、脳血管障害又は頭部外傷等によって脳の言語中枢が損傷を受けたことにより、言語機能（話す、聞く、読む、書く、計算するなど）等の全部又は一部に何らかの障害が生じている状態。失語症会話パートナーは、失語症に関する知識や会話技術を有し、失語症者のコミュニケーションの支援を行う。

### 社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他の一切のものをいう。

### 障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害のある人の福祉について国民の理解と認識を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16（2004）年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

### 自立支援協議会

地域における障害のある人への支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関として市町村が設置する協議会。

### 精神に障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム

精神に障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、地域の医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された総合的な支援体制。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

### 相談支援ファイル

子どもの成長や特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用するファイル。

### 相談支援事業所

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う「指定特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援を行う「指定一般相談支援事業所」がある。

た行

#### **地域生活支援拠点**

グループホーム又は障害者支援施設に付加された拠点で、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らしやグループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援するものである。なお、拠点を設けるのではなく、地域において複数の機関が機能を分担する仕組み（面的整備）も考えられる。

#### **特別支援学級**

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害などのある児童・生徒のために、小中学校に設置された学級。

#### **特別支援学校**

従来の盲・聾・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

#### **特別支援教育**

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

#### **二次避難所**

障害のある人、高齢者など、一般の避難所生活で特別な配慮を必要とする人を受け入れるために開設する福祉避難所。

#### **日常生活自立支援事業**

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある人が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うもの。

は行

#### **バリアフリー**

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁（バリア）の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去」という意味でも用いる。

#### **避難行動要支援者名簿**

高齢者、障害のある人、乳幼児等、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により作成が義務付けられた。

## **ボッチャ**

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。

ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

## **ま行**

### **民生委員・児童委員**

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された人で任期は3年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任する。

## **や行**

### **ユニバーサルデザイン**

障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。「バリアフリー」が元々あった障壁（バリア）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人に安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のこと。

## **要約筆記**

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段のひとつで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドカメラ（OHC）を利用するOHC要約筆記、パソコンをプロジェクタに接続し、音声情報をパソコンに入力し、スクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

## **四日市市発達障害等早期支援事業（プロジェクト U-8 事業）**

言葉に関する課題や、対人関係・社会性の課題、学習上の基礎的な能力に関する課題がある4歳から8歳までの幼児・児童に対して、早期に対応し、保育園、幼稚園、こども園や小学校と連携をとりながら、自己肯定感を持って小学校へ入学できることや、小学校生活を楽しく過ごすことができるように支援する、四日市市の事業。

言葉の教室、友達づくりの教室、学びの教室及び保護者対象の教室の4つの教室で支援するもの。

## **ら行**

### **ライフステージ**

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

### **リハビリテーション**

運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障害のある人の「全人間的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。



---

---

## **第4次四日市市障害者計画**

発行年月：平成31年3月

発行：四日市市 健康福祉部 障害福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL：059-354-8171

FAX：059-354-3016

E-mail：[syougai.fukushi@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:syougai.fukushi@city.yokkaichi.mie.jp)

市ホームページ：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp>

---

---